

令和2年度 事業計画

第28号



社会福祉法人 栗駒峰寿会

特別養護老人ホーム愛光園
ケアハウス栗駒「愛」
栗駒デイサービスセンター
愛光園介護支援サービス
八幡デイサービスセンター
グループホーム清水沢
サービス付き高齢者向け住宅「八幡の家」
栗原市栗駒・鶯沢地域包括支援センター

事業所所在地

〒989-5301

宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎三島255番地

特別養護老人ホーム愛光園 TEL 0228-45-2551

ケアハウス栗駒「愛」 TEL 0228-45-5602

栗駒デイサービスセンター TEL 0228-45-5600

愛光園介護支援サービス TEL 0228-49-1511

〒989-5324

宮城県栗原市栗駒八幡清水沢61番地1

八幡デイサービスセンター TEL 0228-45-6302

サービス付き高齢者向け住宅「八幡の家」 TEL 0228-45-6301

〒989-5324

宮城県栗原市栗駒八幡清水沢66番地1

グループホーム清水沢 TEL 0228-45-6305

〒989-5301

宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎円鏡寺後155番地

栗原市栗駒・鶯沢地域包括支援センター TEL 0228-45-2471

事業計画目次

◇社会福祉法人 栗駒峰寿会

1.基本理念	1
2.運営方針	1
3.事業推進方針	1
4.法人本部事業計画	2
5.施設の組織・運営機構	3
◎施設組織・運営機構内容	4

I 特別養護老人ホーム愛光園

1.各部署事業計画	6
(1)管理部門	10
(2)業務部門	13
① 生活相談員・介護員	13
② 看護師	17
③ 管理栄養士・栄養士・調理員	20
2.地域福祉・交流事業	21
3.老人福祉施設倫理綱領	22

II ケアハウス栗駒「愛」

1.運営基本方針及び目的	23
2.事業(行事)計画	25

III 栗駒デイサービスセンター

1.基本方針	26
2.事業内容	26
3.プログラム活動実施計画	27
4.日課表	28

IV 愛光園介護支援サービス

1.事業計画	29
2.事業の目的	30

V 八幡デイサービスセンター

1.基本方針	31
2.事業内容	31
3.介護保険外夜間対応サービス	32
4.プログラム活動実施計画	33
5.日課表	34

VI グループホーム清水沢

1.基本理念	36
2.運営基本方針	36
3.介護サービス	36
4.組織運営	36
5.地域密着	37
6.財務基盤	38
7.生活の流れ	38
8.職員外部研修予定	38
9.年間行事計画	39
10.日課表	40

VII サービス付き高齢者向け住宅「八幡の家」

1.利用居室	45
2.基本方針	45
3.経営理念	45
4.施設の目的	45
5.事業内容	45

VIII 栗原市栗駒・鶯沢地域包括支援センター

1.基本的運営方針	47
2.具体的事業計画	
① 第1号介護予防支援事業	48
② 総合相談・支援事業	48
③ 権利擁護事業	49
④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	51
⑤ 指定介護予防支援業務	52
3.重点的取り組み事項	53

令和2年度 事業計画

社会福祉法人栗駒峰寿会本部

1.基 本 理 念

高齢化社会を迎え、高齢者が住み慣れた地域で生涯を送れるよう、人生の後半を安らかな生きがいのある生活が出来るよう支援する。

2.運 営 方 針

介護保険下、県、市と足並みをそろえ、施設のみではなく在宅生活をする高齢者へも広く視野を拡げデイサービス事業、短期入所生活事業の実施により、介護サービス基盤の強化に努める。

3.事業推進方針

- (1)介護老人福祉施設としての専門サービス機能を確立します。
- (2)生活の質(QOL)の向上に取り組めます。
- (3)地域社会が、介護老人福祉サービスを円滑に利用できる拠点になります。
- (4)地域福祉の担い手としての役割を発揮します。
- (5)ニーズにあった即応性のあるサービス体制の整備を進めます。

令和2年度 法人本部事業計画

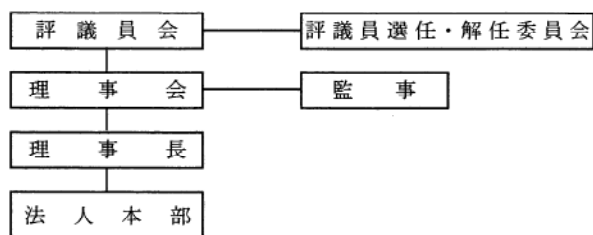
社会福祉法人 栗駒峰寿会

月別	事業概略
4月	1.全自主事業の経営開始 2.栗原市栗駒・鶯沢地域包括支援センターの受託運営開始（栗駒総合支所内設置） 3.就業規則(変更)・36協定等の届出（瀬峰労働基準監督署） 4.介護保険関係変更等届出 5.愛光園居室冷暖房追加工事に係る入札業務
5月	1.令和元年度決算 監査会開催（定款第20条） 2.令和元年度決算 理事会開催（定款第35条） 3.法人税等申告 4.障害者雇用調整金申請（雇用支援機構）
6月	1.令和元年度決算 定時評議員会開催（定款第12条） 2.資産総額の変更登記（登記法第6条） 3.社会福祉法人現況報告書届出(財務諸表電子開示システム) 4.独立行政法人福祉医療機構借入利子返済(ケアハウス施設整備分) 元金 1,000,000円 利子 14,000円（上半期） （年利1.4%）
11月	1.上半期監査会開催
12月	1.独立行政法人福祉医療機構借入利子返済(ケアハウス分) 利子 7,000円（下半期） （年利1.4%） 2.理事会・評議員会開催
3月	1.令和2年度法人会計等決算準備 2.令和3年度法人全事業の事業計画及び予算編成（定款第34条） 3.理事会・評議員会開催

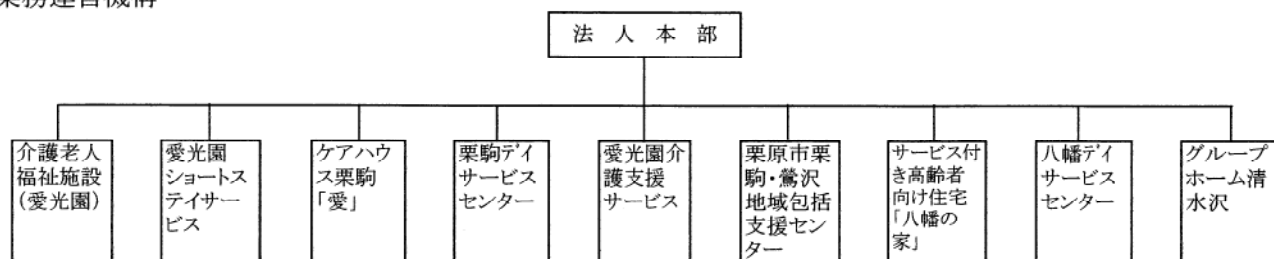
※修繕・改修及び法定手続き等については随時対応する。

施設の組織・運営機構

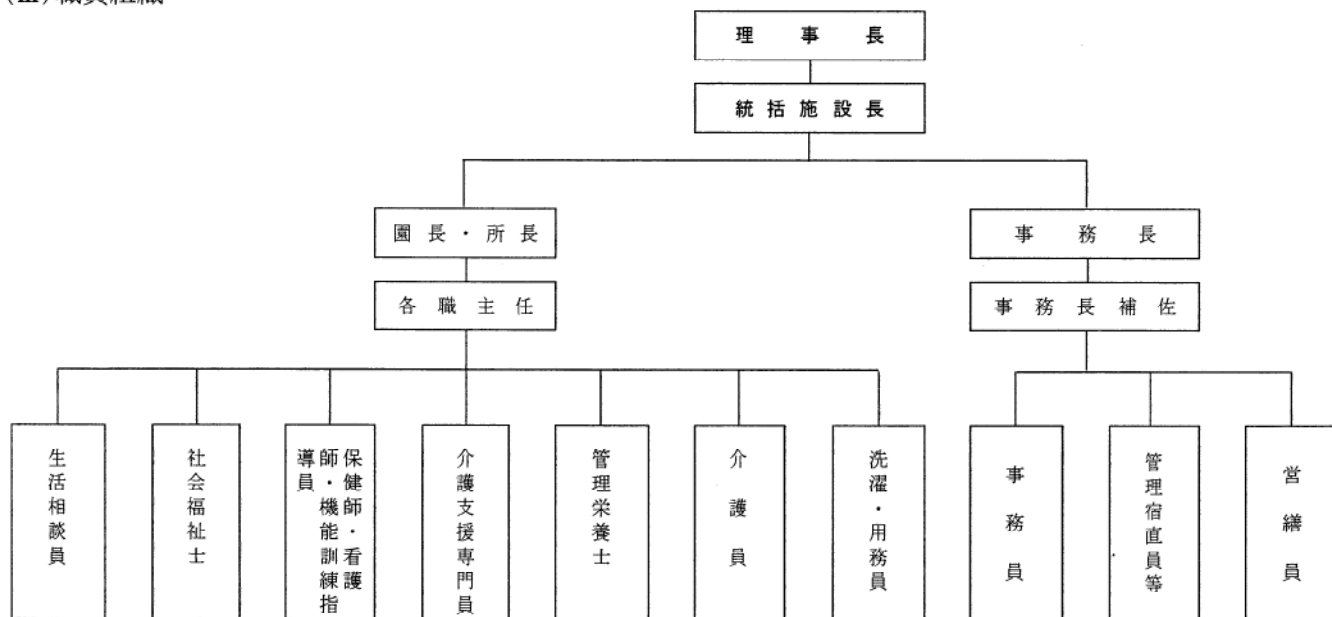
(I) 管理運営機構



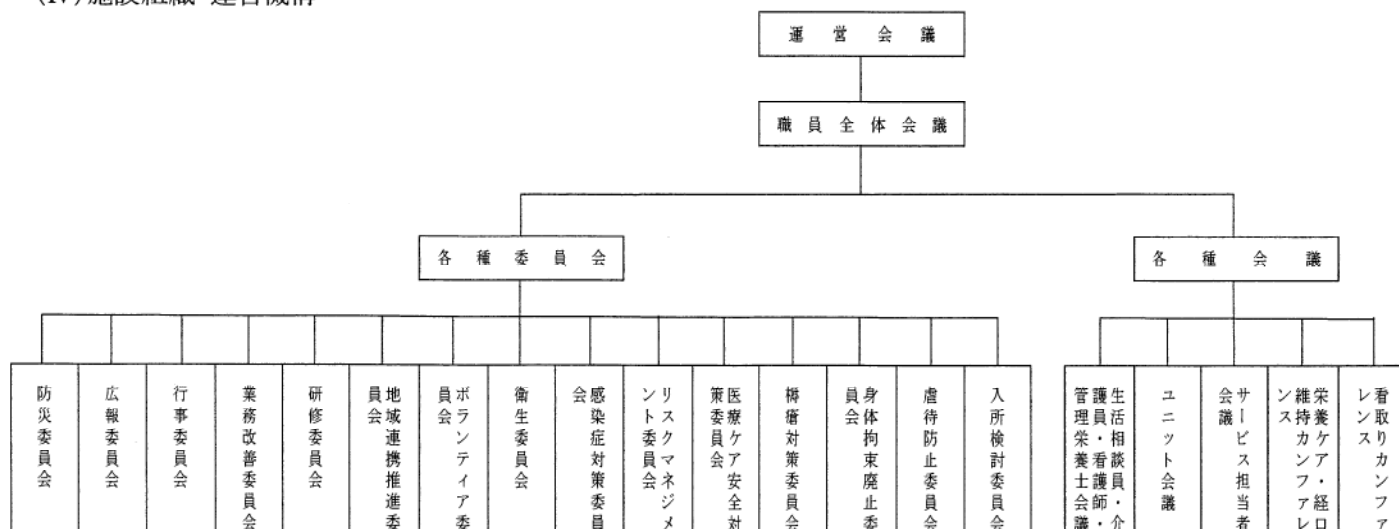
(II) 業務運営機構



(III) 職員組織



(IV) 施設組織・運営機構



◎施設組織・運営機構内容

会議等の名称	参加職員	開催日等	会議等の主な内容
運営会議	理事長、統括施設長、園長、所長、事務長、生活相談員、介護支援専門員等	年4回	施設運営全般について協議する。
職員全体会議	全職員	月1回	施設運営、防災、管理、入園者・利用者の支援、事業の具体的実施に向けた意志統一を図り意見交換を行う。
生活相談員・介護員・看護師・管理栄養士会議	園長、生活相談員、介護員、看護師、管理栄養士等	月1回	円滑な業務及び充実した入園者の支援の実践のため、他職種連携の下、協議し検討する。
ユニット会議	生活相談員、各ユニット職員	随時	各ユニットの課題や検討事項、目標設定並びに利用者個々の処遇について具体的協議を行う。
サービスマン担当者会議	園長、生活相談員、介護員、看護師、管理栄養士、介護支援専門員	随時	入園者の個別援助計画の策定に際し、入園者もしくはご家族、他職種間で協議し検討をする。
栄養ケアカンファレンス	園長、生活相談員、介護員、看護師、管理栄養士、介護支援専門員	月1回	入園者の個別栄養計画の策定に際し、他職種間で協議し検討をする。
経口維持カンファレンス	園長、生活相談員、介護員、看護師、管理栄養士、介護支援専門員	月1回	経口維持計画の策定に際し、経口維持に必要な協議を他職種間で行う。
看取りカンファレンス	園長、生活相談員、介護員、看護師、管理栄養士、介護支援専門員	月1回及び随時	「看取り」に関するサービスマン上のための必要な協議をご家族、他職種間で行う。
防災委員会	園長、所長、事務長、生活相談員、介護員、看護師、各部署代表等	随時	(目的) 防災に関する事項について調査、研究、検討を行い、関連事業との調整を図る。災害から入園者や職員の生命、身体及び財産を保護する。 (活動内容) 防災教育、避難訓練の計画策定、実施。
広報委員会	事務員、管理栄養士、介護員、各部署代表等	随時	(目的) 広報に関する事項について調査、研究、検討を行い、関連事業との調整を図る。公的または社会的に関係のある人々に当ホームの理念や事業内容等を伝達し、理解と協力を得て地域の人々と社会とのつながりを築く。 (活動内容) 「愛光園だより」、「愛光園瓦版」等機関誌の編集と発行。入園者関係の写真の整理、保管。
行事委員会	園長、事務長、生活相談員、介護員、看護師、管理栄養士、事務員、各部署代表等	随時	(目的) 行事に関する事項について調査、研究、検討を行い、関連事業との調整を図る。 (活動内容) 年間行事の企画、立案、実施。月行事担当者の補助。
業務改善委員会	生活相談員、介護員、看護師、管理栄養士、介護支援専門員等	随時	(目的) 業務改善に関する事項について調査、研究、検討を行い、関連事業との調整を図る。利用者個々のニーズに即したサービスマンを図るため、業務の改善を図る。 (活動内容) 排泄、食事、入浴等業務全般における検討、調整、実施。
研修委員会	生活相談員、看護師、介護員、各部署代表等	随時	(目的) 職員及び関係者の研修・人材育成に関する事項について連絡・調整、計画を行い、関連事業との調整を図る。 (活動内容) 外部研修の把握、連絡、調整、計画。内部研修の計画、調整、実施。計画的な人材育成。
地域連携推進委員会	生活相談員、介護員、各部署代表等	随時	(目的) 地域との関わり・連携に関する調査、研究、検討、関連機関との調整。 (活動内容) 地域ニーズの把握、必要な対応の検討、実施に向けた検討、調整。
ボランティア委員会	生活相談員、介護員、各部署代表等	随時	(目的) 施設に関係するボランティア活動に関わる連絡・調整を行い、関連機関・事業との調整を図る。 (活動内容) ボランティア募集、連絡、調整、受入れ。
衛生委員会	園長、生活相談員、介護員、看護師、管理栄養士、各部署代表等	随時	(目的) 衛生管理規定に基づき、職員の衛生管理対策推進に関する調査、審議を行い、意見すると共に、関連機関との連携を図る。職員の健康障害を防止するための措置や衛生教育等を実施する。 (活動内容) 各種衛生保健活動。
感染症対策委員会	園長、生活相談員、介護員、看護師、管理栄養士、各部署代表等	随時	(目的) 感染症対策指針、対策マニュアルに沿った組織・体制・環境作りを行い、関連機関との連携を図る。感染症や食中毒等を予防するための措置や教育、発生時の対応方法検討・対応等を行う。 (活動内容) 感染症や食中毒等の予防、発生時の対応、職員教育、関連機関との連携。

リスクマネジメント管理	リスクマネジメント委員会 (利用者及び施設全体)	随時	園長、生活相談員、介護員、看護師、管理栄養士、各部署代表等	(目的) リスクマネジメントに関する事項について調査、研究、検討を行い、関連事業との調整を図り、利用者及び施設全体のリスク管理を行う。 (活動内容) ひやり・ハットと、事故報告書の状況把握、分析、検討、経過観察、管理、記録の整備。
	医療的ケアの 安全対策委員会			(目的) 医療的ケア(たん吸引、胃ろう等)等の医療的な処置に関する調査、研究、検討を行い、指示書や説明、実施等の記録作成を行う。また関連事業との調整を図る。 (活動内容) 医療的ケアの状況把握、説明、実施、経過観察、管理、記録整備。
	褥瘡対策委員会			(目的) 医師・看護師を専任に褥瘡予防、管理に関する事項について調査、研究、検討を行う。 (活動内容) 褥瘡マニュアルに沿って、褥瘡予防に努める。早期治癒に向けた対応をとる。
	身体拘束廃止委員会			(目的) 身体拘束ガイドライン、身体拘束廃止に向けた検討を行う。 (活動内容) 利用者の人権擁護、拘束廃止に向けた検討を行う。
	虐待防止委員会			(目的) 身体拘束ガイドライン、身体拘束廃止に向けた検討、説明、記録整備。 (活動内容) 利用者の人権擁護、拘束廃止に向けた検討を行う。
人権擁護	入所検討委員会	随時	理事、生活相談員、園長、生活相談員、主任介護員、看護師、介護支援専門員、第三者委員	入所の決定に係る事務、協議。
	栄養管理委員会	随時	園長、所長、事務長、生活相談員、介護員(主任・副主任)、看護師、管理栄養士	利用者に喜ばれる食事提供の為、委託業者を含めた他職種連携の下、給食の種々の問題点検討、解決を図る。

※参加職員について・・・① 園長、事務長、生活相談員は各会議、委員会、担当組織に状況に応じて有機的に関わることとする

② その他、園長もしくは各委員長が必要と認める者を招集できるものとする

令和2年度 事業計画

特別養護老人ホーム愛光園

1.各部署事業計画

◎令和2年度 年間事業計画①

区分			月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
管理部門	施設管理計画	防災関係 (防災委員会)		防災新任教育	通報機器使用 訓練	総合防災訓練 (夜間想定)		通報訓練	初期消火訓練	
		車両関係		タイヤ交換、オイル交換、自動車税減免申請	洗車、車検及び 保守	洗車、車検及び 保守	洗車、車検及び 保守	洗車、車検及び 保守	洗車、自動車税 減免車両使用 状況報告	
		環境整備		外回り、外溝等 点検	花壇、植木等整備	排水路清掃、 GHPエアコン室 外機点検	電気設備点検、 重油地下タンク 漏洩検査	除草、消防設備 点検	除草、地盤沈下 等点検	
	基本的業務管理計画	労務関係		労務教育(新任 職員)、各種法的 更新手続	職員健康診断、 従事者保険加入				職員福利厚生	
		衛生関係		衛生教育(新任 職員)、感染症等 対策委員会会議	油層分離槽清掃、 感染症等対策 委員会会議	感染症等対策 委員会会議	感染症等対策 委員会会議	感染症等対策 委員会会議	感染症等対策 委員会会議	
		財務関係		月次報告	月次報告、下期 監事監査、決算 及び事業報告	月次報告、財務 諸表等電子開 示システム報告	月次報告	月次報告	月次報告	
区分			月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
管理部門	施設管理計画	防災関係 (防災委員会)		総合防災訓練 (日中想定)				次年度防災関係 事業計画策定	通報訓練	自家発電操作 訓練
		車両関係		洗車、車検及び 保守	タイヤ交換、オイル 交換、冬季への 点検	洗車、車検及び 保守	洗車、車検及び 保守	洗車、車検及び 保守、自動車任意 保険	洗車、車検及び 保守	
		環境整備		建築物点検、電気 設備点検	排水路清掃	凍結防止ヒーター 等冬季への 点検	電気設備点検	消防設備点検	施設内設備点 検	
	基本的業務管理計画	労務関係		職員福利厚生	職員福利厚生、 職員健康診断	職員福利厚生	給与支払報告 書、法定調書合 計表	人事異動計画 策定	次年度の労務 管理関係書類 の作成	
		衛生関係		施設内清掃、感 染症等対策委 員会会議	貯湯水槽清掃・ 消毒、感染症等 対策委員会会議	感染症等対策 委員会会議	感染症等対策 委員会会議	感染症等対策 委員会会議	感染症等対策 委員会会議	
		財務関係		月次報告	月次報告、上期 監事監査	月次報告	月次報告	月次報告	決算準備、各種 継続契約更新 手続	

年間行事計画②

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業 務 部 門	主 な 行 事 ・ 業 務 等	月別行事	花祭り	端午の節句	菖蒲湯	土用丑の日	夏祭り	敬老会	十五夜 (各ユニット)	寿司の日	元旦	節分	ひな祭り
			お花見 (各ユニット)	ドライブ	旧端午節句	七夕 (各ユニット)	終戦記念日	彼岸供養	栗原市内施設 親善ゲーム大会	訪問	新年会	ひな壇飾り (各ユニット)	彼岸供養
			訪問	母の日	父の日	山車まつり	盆供養	芋煮会	総合防災訓練	地域出張	七草	ひな壇飾り (各ユニット)	寿司の日
			新任防災教育	通報機器操作 訓練	総合防災訓練	地域清掃	通報訓練	初期消火訓練	☆	☆	☆	通報訓練	自家発電機 操作訓練
業 務 部 門	主 な 行 事 ・ 業 務 等	その他の行事	レクリエーションダンス(月2回)、出張販売(月1回)、喫茶(月1回)、喫茶(月1回)、映写会(月1回)、誕生会(月1回)、ドライブ・新年会・忘 年会・遠足・季節に応じた行事など(各ユニット活動)										
		ラジオ体操、踊り、 歌リハ、リハレク	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
		リネン交換	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
		衣類等の私物 整理	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
		床頭台等清掃	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
		吸飲み、 洗面器等消毒	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
		機能訓練	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
		口腔衛生ケア	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
		その他	入浴 [個浴・中間浴・特別浴 : 週2回以上]、預貯金事務 [月2回及び随時]、大掃除 [年2回]										
		ボランティア	洗濯たたみボランティア(施設ボランティア(月・木)、喫茶ボランティア、理髪ボランティア、絵画ボランティア、映写ボランティア、レクリエーションボランティア、訪問ボランティ ア、園芸、農作業ボランティア、個人ボランティア等										
研 修	研 修	外部研修	随時 (別表参照)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
		内部研修	随時 (別表参照)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
		車椅子、歩行器 等掃除	週1回	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
清 掃	清 掃	ポーター、マルチ 等掃除	週1回	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

年間行事計画③

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業 務 部 門	看 護 師	血圧測定	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		体重測定	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		血糖測定 (糖尿病の方)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		健康診断 (結核検診)	診断										
		機能訓練	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	栄 養 士 ・ 調 理 員	口腔ケア	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		口腔機能 維持管理指導	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		その他											
		職員健康診断	診断							診断			
		行 事 食	誕生会	誕生会	誕生会	誕生会	誕生会	誕生会	誕生会	誕生会	誕生会	誕生会	誕生会
調 査 指 導	花まつり	端午の節句	☆	土用の丑の日	夏祭り	敬老会	栗原市内施設 親善ゲーム大会	寿司の日	冬至	元旦	節分	ひな祭り	
	お花見弁当	☆	☆	七夕	終戦記念日	彼岸供養	☆	☆	クリスマス会	七草	寿司の日	彼岸供養	
	☆	☆	☆	☆	夕涼み膳	十五夜	☆	☆	大晦日	どんと祭	☆	☆	
	☆	☆	☆	☆	☆	芋煮会	☆	☆	☆	新春初笑い	☆	☆	
	調査指導		栄養管理委員会(随時)、栄養カンファレンス(毎月)、食事サーベイス調査(随時)、栄養相談(随時・各ユニット)										
その他		検便 (月1回)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

研修計画 別表

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主 な 外 部 研 修	主 催												
	全国老協		東北ブロック 老人福祉施設 大会	高齢者生活支 援推進事業 セミナー				東北ブロッ ク老人福祉 研究会	全国老人福祉 施設大会		全国老人福祉 施設研究会議	会計実務者 決算講座	
	東北ブロック 老協							東北ブロッ ク老人福祉 研究会	新任職員研修				
	宮城県 老協		新任職員研修				介 護 リ ー ダ ー 育 成 研 修			管理者等研修			実践研究発表会
						全国福祉施設 士セミナー		東北ブロック カンントリー ミーティング	管理栄養士会 研修				
								課題検討 研修会	看取りケア研修				
									生活相談員研修				
	経営協				社会福祉法人 主任係長講座		全国施設 経営者大会					高齢者福祉 事業経営 セミナー	
	宮城県社協			職場のリー ダーシップ研 修	社会福祉施設 中堅・監督 職員研修	福祉 レクリエー ション研修	福祉サービ スの苦情解決	老人福祉施設 職員研修	保健担当職員 研修	認知症介護 実践者研修	リスクマネジ メントセミ ナー		
			OJT指導者 研修	リスクマネジ メントセミ ナー	ティーチング 研修	事務担当研修	モチベーショ ン研修	クレーム対応 研修			事務担当研修		
				メンタルケア 研修									
内 部 研 修	その他	上記日程は変更となる場合あり。 上記以外の研修については、必要に応じ随時参加する。											
	理念・方針・心得唱和 3分スピーチ(月～金) Mini 講座 外部研修報告 新任職員研修 防災教育 その他	法人の基本理念・運営方針・事業推進方針の唱和、確認を行い、日々の業務への反映を図る。 毎朝担当を決め、社会全般多分野の話題等を3分間にまとめ、朝のミーティング時にスピーチする。 全体会議で、施設管理・処遇・衛生管理・個人情報管理・事故・防災・感染予防等の幅広い知識に関する説明を行い、日頃忘れがちな事柄等を確認す 外部研修に参加した職員が、全体会議の中で研修内容を報告(復命報告)し、全職員への知識向上・共通認識の確立を図る。 新任職員に対し、円滑な業務遂行と人材育成を目的に施設概要・業務内容・処遇等、職員として当初習得すべき事項全般について、各担当より説明を行う。 非常災害時、緊急時の対応を身に付け、意識統一・実動方法の習得を図る。 必要に応じ随時開催する。											

(1)管理部門

1. 管理部門事業方針

管理規定の徹底をはかり、入所者への処遇の低下をまねかないよう、業務間の意志のコミュニケーションを潤滑に行う。

また、業務のマニュアル化やフローチャートの作成を行い、ハード的、ソフト的処遇の向上と業務の効率化を進めて行きたい。

これらの事をふまえて、人事の計画的確保を行う事は、入所者一人一人の人間性を尊重しながら、健全な環境で生活が営まれる経営管理につながるものと確信します。

2. 施設管理計画

人命を守る施設の重要性を職員へ徹底させるとともに、入所者の財産と人命を守ることを優先にした施設管理とします。

①防災対策計画

イ. 消防計画

ユニットケアの導入等により日常の火災予防及び出火防止を図るため、防災委員会が主軸となり、全職員に火災・出火予防の認識と責任を持たせ、人命の安全確保並びに被害の拡大防止を図ります。

ロ. 交通災害対策

利用者の行事や、送迎など、職員の通勤も勿論の事、運転及び歩行マナーに常に注意を与え、時間的に余裕を持った交通を行い、心理的交通事故を起こさぬよう又は合わないよう指導します。

ハ. 地震災害対策

宮城県沖地震の群発を考慮し、建築物や付随物品及び陳列物の倒壊・転倒・落下の防止対策、建物の危険か所及び地震発生時の確認事項を周知徹底させ、いかなる時間帯の地震発生においても、個々の職員で行動出来るよう指導します。

二. 停電対策(落雷対策)

落雷等の停電による設備機器の停止やナースコールの不通などから入所者の人命を守る為、自家発電機による最小必要機器への電源確保に留意する。

停電による火災等の災害が発生する恐れや、運営に支障をきたす事が予想される機器の特質を周知させ、落雷による災害等の確認、人命の確保に努めます。

②車両関係管理計画

車両を十二分に活用する事は、財産的においても施設経営に必要不可欠と考える事から、車両における法定点検等は勿論の事、月1回のワックス洗車や車内の清掃を実施、乗車前の車両の点検を行わせるよう指導する。又車両管理者において、以下の事項を行います。

- ◎毎日の運行に支障のないよう、安全運転維持するためガソリン、エンジンオイル、フロントワイパー、フロントウオッシャー、タイヤ等の点検確認を行います。
- ◎車種の操作方法と点検箇所の職員への周知
- ◎車検、法定点検の手続き
- ◎自動車税減免申請の手続き
- ◎万一に交通事故や車両の損傷を起こした場合には、理由及び事故等の大小に拘らず、的確な対応をとり、速やかに所定の事故報告書を提出する事。
- ◎夏期、冬期等による車両対策準備及び確認
- ◎車両整備台帳の整備

③建物施設管理計画

建物の地震、風雨等による老化や破損予防を図り、保守点検の充実により建物施設の恒久的維持に努めます。

- ◎照明器具の点検
- ◎地盤沈下等の確認
- ◎配管等の破損確認
- ◎外壁等の破損確認
- ◎ボイラー用煙突清掃
- ◎下水道への接続設備の保守
- ◎上水槽の清掃管理
- ◎冷暖房の点検

④環境整備計画

建物等の老朽化や、害虫の発生を防ぎ、施設運営が充実に図られるよう管理します。

- ◎施設周りの排水路の土積の清掃(雨期による土砂崩壊の防止)
- ◎夏期の害虫発生防止(排水づまりの防止、除草)

⑤基本的業務と管理

イ. 労務管理

処遇の充実を図るために、人事の配置・確保は事前に計画的に行い、業務内容を見直して次年度に反映させることにします。

◎有給休暇届や慶弔届等の未提出の防止

◎出勤簿等の未捺印の防止

◎緊急的人事対策

◎職員による親睦会年次計画を考慮し、ストレス防止のため計画的レクリエーションを行います。

ロ. 労働衛生管理

労働環境の把握と改善を図り、従業員の疾病、労災の発生を予防し、発生要因の解決を図ります。

◎計画的に職員の健康診断、ストレスチェックを進め、自己啓発による衛生推進に努め、また、衛生担当者は健康管理台帳を整備します。

◎業務内容により、病因の転移防止策の充実(各デイスポ使用等)と、薬品器具類による労災発生の認識を周知指導します。

◎新規雇用、配置換え等による安全、衛生の指導教育をします。

◎医師や看護師、衛生管理者(衛生委員会)は、季節的疾病の発生予防等を、職員へ教育指導します。

◎職員用救急箱の維持管理

◎作業環境に伴う事故防止

ハ. 財務管理

経理規定に従い、予算計画に基づき予算執行に留意し、事業が円滑に行われるよう配慮しつつ、各帳簿の整理管理し、予算計画との執行状況を把握します。

ニ. 文書物品管理

文書ファイルは年度間で統一化を図り、保管スペースと検索の省力に努める。物品に関しては、新規の登録、廃棄物品の手続きを適切に行うとともに、これら事務処理の合理化も兼ねて行います。

ホ. 執行管理

研修、理事会関係、法人関係手続きの計画表を作成し、事務処理と運営の時間的ロスの発生を防ぐよう図ります。

(2) 業務部門

1. 業務部門援助方針

人は老いて、身体的・精神的な面で障害を負ったり、経済的自立、家族や地域社会とのつながりや生きる目的を失ったりします。これら失ってきたもの、また失いつつあるものを取り戻すこと、さらには、喪失から開放することを援助課題とします。

入所者が、人間としての誇りと尊厳、基本的人権を十二分に保障される生活を営む「人間らしい生活の場」を保障することに努め、この課題を入所者と家族、職員と共に、「愛光園」のもとで達成し、入所者の自己実現を図るべく援助に努めます。

①生活相談員、介護員

- 入所者の日常生活動作を中心とした行動能力の維持・向上、自立の支援に努めます。
- 入所者の精神衛生面の向上と自己決定権の行使に努めます。
- 入所者の家族関係、園内外の人間、社会関係の維持、改善に努めます。
- ユニット的ケアにおいて、少人数の家庭的な雰囲気の中で、在宅での暮らしに近い生活ができるよう努めます。

求められる介護福祉士像

- ① 尊厳を支えるケアの実践
- ② 現場で必要とされる実践的能力
- ③ これからの介護ニーズ、政策に対応できる
- ④ 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
- ⑤ 心理的・社会的支援の重視
- ⑥ 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応
- ⑦ 他職種協働によりチームケア
- ⑧ 一人でも基本的な対応ができる
- ⑨ 「個別ケア」の実践
- ⑩ 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
- ⑪ 関連領域の基本的な理解
- ⑫ 高い倫理性の保持

早・A勤務（早勤務は6:30出勤／15:30退勤）

時 間	業 務 内 容
7:00	離床介助（モーニングケア）、洗面、ユニットへの誘導 西の早番 入浴準備（浴槽へ入湯）
7:30	朝食準備（お茶・おしぼり・エプロン等）
8:00	朝食介助、口腔ケア 排泄介助、臥床介助
9:00	入浴準備（入浴者衣類集め） レクダンス、訪問等の準備、ポータブルトイレ処理
10:00	入浴脱衣介助（西の早番 入浴介助）
12:00	休憩
13:00	臥床介助 入浴準備、喫茶、茶道、出張販売、ちぎり絵、映写会等の準備
13:30	入浴介助 水・土・日は排泄介助、リネン交換、補食介助、排泄用品掃除 翌日準備 コール対応
15:30	排泄誘導、排泄介助
16:00	退勤（業務終了確認）

B勤務

時 間	業 務 内 容
10:00	南・西ユニット：水分補給 北ユニット：オムツ交換（青〇B1）・各自日誌を読む 南・西ユニット：オムツ交換 北ユニット：水分補給 離床介助
11:30	昼食準備（お茶・おしぼり・エプロン等）、嚥下体操
12:00	昼食介助 口腔ケア、排泄介助、臥床介助
13:00	休憩
14:15	排泄誘導、排泄介助、離床介助、リネン交換（土曜日） ユニットでレクリエーション、茶話会、クラブ活動等
15:00	補食
16:00	日直申し送り参加、日誌記録（PC入力） 排泄誘導、排泄介助、離床介助 夕食準備（お茶・おしぼり・エプロン等）
17:30	夕食介助 口腔ケア
18:30	排泄誘導、排泄介助、臥床介助 就寝ケア
19:15	退勤（業務終了確認）

※勤務時間が異なる場合あり。

夜勤

時 間	業 務 内 容
16:30	ミーティング引き継ぎ(申し送り)、臨時薬、その他の物品準備・確認
17:00	日誌、排泄表等準備・確認、園内巡視（冬期…湯たんぽ等の準備・確認） 夕食準備
17:30	夕食介助
18:30	排泄誘導、排泄介助
19:00	ユニット内片付け(おしぼり、エプロン、タオル、義歯、茶碗、タオルたたみ等)
19:30	休憩
20:00	時間薬投与、検温
21:00	排泄誘導、排泄介助、体位交換、検温 巡回
23:00	休憩（夜勤者1人 1:00まで）
0:00	巡回
1:00	休憩（夜勤者1人 3:00まで）
3:00	排泄介助、巡回
5:00	検温
6:00	モーニングケア、洗面介助 離床介助、環境整備、洗濯業務 ポータブルトイレ処理（夜勤者3人対応の場合）
8:00	朝食介助 ユニット内片付け(おしぼり、エプロン、茶碗等) 口腔ケア、排泄誘導、排泄介助、洗濯業務
9:00	ミーティング参加（申し送り）
9:15	PC入力（記録）
9:30	退勤（業務終了確認）

随 時

- ・コール対応
- ・体位交換
- ・排泄
- ・記録
- ・巡視
- ・バイタル測定
- ・体調不良者対応

洗濯業務（ランドリー）

時 間	業 務 内 容
9:15	洗濯業務 朝食時使用のおしぼり・エプロン等の洗濯 衣類等の洗濯・配布
12:00	休憩
13:00	洗濯業務 昼食時使用のおしぼり・エプロン等の洗濯 洗剤、オムツ・パット等の補充 衣類等の洗濯・配布
17:45	夕食時使用のおしぼり・エプロン等の洗濯、食器洗い
18:15	退勤（業務終了確認）

ショート担当（入園時間により出勤時間の変更あり）

時 間	業 務 内 容
9:00	当日入園者チェック・準備 日誌・引継ぎノート確認、利用者状態把握 居室・環境・配車・ファイル等確認 送迎（入園） 送迎時、在宅での状態確認・バイタルチェック （受入れ） 荷物、薬、衣類等確認 薬等連絡調整(看護師へ) （入園のない時は排泄介助・入浴支援・食事介助）
12:30	休憩
13:30	南ユニットで見守り、コール対応
14:00	退園準備 荷物・薬・衣類等確認 オムツ交換、トイレ誘導、整容 送迎（退園） 退園後の片付け、新規入園者の環境準備（ベッドメイク・居室掃除） 連絡調整 （退園のない時は排泄介助・食事介助・就寝介助）
17:30	記録・引継ぎノート記録
18:00	退勤（業務終了確認）

②看護師

1. 毎日の声掛け、血圧、脈拍、体温の測定、排泄状況のチェック、月に1回の体重測定、糖尿病の方には毎月1回の食後2時間後の血糖値測定、1カ月おきのHbA1cの測定、年に1回の定期健康診断の実施、インフルエンザ予防接種、対象年齢により肺炎球菌予防接種の実施により疾病の早期発見、予防、治療に努めます。
2. 医師による回診を行い、疾病の早期発見、予防、治療に努めます。
3. 医師の指示を受け適切な医療処置を施行し、疾病の治療に努めます。
4. 褥瘡予防策として、3か月毎に褥瘡評価表を作成し、介護員と協働し、長時間の臥床をさけ、離床の働きかけ、個人に合った体位交換、オムツ交換の時間を工夫します。また、清拭の施行、亜鉛華ガーゼ、フィブラストスプレー、エアマット、ビーズクッション、円座等の適切な使用に努めます。
5. 感染症対策として、マニュアルに従い介護員と協働し感染予防に努めます。また、常に新しい医療情報の収集に努めます。年2回の内部研修を行い技術の習得を図ります。
6. リハビリテーション専門の看護師が、それぞれに合った内容の機能訓練を行い、筋力低下の防止、拘縮の予防、体力維持に努めます。
7. 個人の服用している薬を処方日毎に確認し、個人に合った形態に合包したり、誤薬を防ぐための工夫をします。処方箋薬局の薬剤師の協力を得て薬の効果、副作用の観察を行います。年2回薬局より薬の情報用紙をもらいカルテに綴ります。臨時薬処方時も同様にを行います。
8. 他科受診の際は、付添い、入所者の状況を報告し、適切な治療を受けるための介助に努めます。
9. 入院となった場合はサマリーを記入し入院先に情報提供をします。
10. 介護員・管理栄養士と協働し、食事摂取量の把握を行い摂取量が少ない方には栄養補助食品、本人の好きな物を購入する等して少しでも多く摂取していただき体力の回復に努めます。
11. 冬期暖房中は室内の乾燥に対し各居室に加湿器を設置し、昼食時には全居室の窓を開け換気をし、手洗い・うがいの励行をし、健康管理に努めます。毎週第1水曜日は施設内の室温、湿度を測定します。
12. ナチュラルコースの入所者には他職種と家族の協力を得て、最後まで心のこもった介護と看護を行うように努めます。
13. ショートステイ利用者には入園中の血圧、脈拍、体温、入浴回数、排便の有無、入園中の状態等の情報を提供し、家庭と施設との連絡を密に取るように努めます。また在宅での状態に合わせた必要な治療の継続、機能訓練等を行い利用中の状態管理に努めます。
14. 医療機器の点検、物品の補充、衛生材料の作成を行い、常に緊急に対応できる体制を保つように努めます。
15. 介護員に対して必要な医療情報の提供を行い定期的に勉強会を開き、救急時の処置の仕方の指導を行います。
16. 年2回、職員の健康診断を行い、また常に健康上の相談事に対応し、職員の健康管理に努めます。
17. 長期ショートステイ利用者の健康管理を行います。

看護師業務内容(早番)

時 間	業 務 内 容
7:30	インシュリン注射・経管栄養開始 朝食前薬の与薬・朝食後薬の与薬・下剤の与薬 食事介助・口腔ケア
9:00	ミーティング参加 *夜間の入園者の状態把握・熱発者の有無の確認・食事摂取量の確認等 *医師の回診の結果・通院の結果・感染症の有無・対応の仕方等の伝達 *その他職員全員に必要な情報提供
9:30	看護師間のミーティング
9:40	入浴前のバイタル測定、PC入力、温度表記入(入浴中止者の報告、清拭の指示) ショート利用者の薬作り、退園者のチェック 排便の有無の確認、温度表への記入 昼食後薬の薬の配薬、管理薬の配薬 経管栄養・薬の注入、血糖測定、インシュリン注射
12:00	休憩
13:00	午後入浴者のバイタル測定 下剤(便秘者)の準備、必要時浣腸 個別機能訓練 午後の温度表記入・PC入力 衛生材料作り
14:00	サービス担当者会議がある場合は会議に出席 夕食後薬の配薬、管理薬の配薬、翌日の夕食後薬の準備 経管栄養・薬の注入、血糖測定
16:30	業務終了 *水曜日は定期薬作り

看護師業務内容(日勤)

時 間	業 務 内 容
9:30	看護師間のミーティング
9:40	臨時薬の請求 回診車の準備・カスト類の消毒 容態不良者の観察、必要に応じて医師へ状態報告 排便の有無の確認、温度表への記入、PC入力 吸引瓶の中の廃液を片付け、水を補給する 処置(点眼、湿布、ガーゼ交換、軟膏塗布等) *処置の有無にかかわらず一日に一回は入居者に声をかけ一般状態を把握する 昼食の介助
13:00	休憩
14:00	処置(点眼、湿布、ガーゼ交換、軟膏塗布等) 必要時浣腸 看護日誌記録、PC入力
16:30	夜勤者への申し送り *容態不良者の状態報告、緊急時の処置の仕方の指示 *夜間検温者の指示 *その他、必要事項の伝達
17:00	経管栄養開始・薬の注入
17:30	インシュリン注射・管理薬与薬 食事介助
18:30	業務終了

看護師業務内容(リハビリ)

時 間	業 務 内 容
9:30	看護師間のミーティング
9:40	入浴後の整容
12:00	食事介助・食後の口腔ケア介助
13:00	休憩
14:00	リハビリ開始 リハビリ終了後チェック表に記入 通院等ある場合は通院介助
17:30	食事介助・食後の口腔ケア介助
18:30	業務終了

③管理栄養士・栄養士・調理員

健康状態を良好に保つため「日本人の食事摂取基準(2020年版)」(厚生労働省)をもとに施設の栄養提供量を算定します。

家庭的な温かみのある、季節や風習を活かした食事が適温で提供できるよう努めます。
ご利用者のご意向や心身の状態変化への対応をはじめ個別処遇の充実に努めます。

1. 栄養管理委員会

算定した栄養量をもとに栄養計画を立て、委託業者と連携し衛生的で充実した食事サービスをご利用者に提供できるよう協議の場として委員会を開催します。

2. 栄養ケアマネジメント

各専門職域の情報からひとりひとりの栄養状態を把握し、ご本人やご家族のご意向を鑑み、生活相談施設ケアマネージャー、看護師、介護員等と他職種協働のもと 栄養管理、栄養改善に努めます。

- ・栄養ケアカンファレンス 月 1回
- ・療養食、経口維持、経口移行等の計画も栄養ケアマネジメントと連動し個別に実施いたします。

3. 調査関係

より良い食事提供の為、アンケートや食事に関する必要な調査を実施します。

4. 栄養指導(栄養相談)

定期的な栄養ケアカンファレンス以外にも随時、各ユニットへの対応、対象者への栄養サポート、個別栄養相談、また、ご家族の協力と理解のため、随時、カウンセリングを行います。

状況に応じて食事と栄養に関する集団指導や情報提供に努めます。

5. 個別対応

・選択食

「食事を選ぶ楽しみ」を実現する機会として、月曜日から金曜日までの昼食時に主食を中心とした選択ができるように努めます。

・嚥下調整食

咀嚼・嚥下機能が低下している方への食事提供は、日本摂食嚥下リハビリテーション学会「嚥下調整食学会分類2014」を指針とした食事形態での食事提供に努めます。

・代替食・療養食(治療食)

嗜好や食習慣から代替の食品を希望するご利用者には、可能な範囲で対応します。
低栄養の予防や改善の為に栄養ケア計画に基づき自己負担も含め栄養補給を行います。また、
疾病により、食事療法やアレルギー対応が必要なご利用者には、医師の指示のもと食事提供します。

6. 行事食、実演等

施設の行事予定や地域の風習に沿い、家庭の営みを感じる行事食等を提供します。
月毎にご利用者の誕生日をお赤飯献立等で、皆さんとお祝いします。

イベント性のある実演等など楽しめる食の演出に努めます。

2. 地域福祉・交流事業

◎施設機能の地域開放を行い、在宅福祉の進展に努めます。

◎地域社会に開かれた施設づくりに努めます。

(1) ボランティア、訪問

- ・ボランティア、訪問を積極的に受け入れます。
- ・地域ボランティアの育成に取り組みます。
- ・児童から高齢者までさまざまな地域住民との交流を図ります。

(2) 研修生、実習生

- ・介護職員初任者研修、介護福祉士等研修生、実習生を積極的に受入れ、高齢者福祉の人材育成に努めます。

(3) 視察、見学

- ・視察や見学を積極的に受け入れます。

(4) その他

- ・保健福祉事務所、市・総合支所、社会福祉協議会、医療機関、老人福祉施設等の関係機関との連携を図ります。
- ・広報活動に積極的に取り組みます。

3. 老人福祉施設倫理綱領

〔前文〕

老人福祉施設は、わが国を豊かでやすらぎのある高齢社会とするために大きな役割を担っており、そこに働く私たちには、すべての国民から、大きな期待がよせられています。

この期待に応えるためには、関係法令を遵守するだけにとどまらず、利用者に対しノーマライゼーションと人権尊重の理念に基づき、専門的サービスを提供する義務があり、社会の信頼に応えるために、公平・公正なサービスの実現に努める必要があります。

私たちは、このような自覚と決意をさらに強固なものとするため、老人福祉施設で働くすべての人々が厳守すべき『老人福祉施設倫理綱領』をここに定めます。

〔条文〕

1. 施設の使命

老人福祉施設は、地域社会の支持を受けて、高齢者が地域で安心して生活を送ることができる拠点施設となることを使命とします。

2. 公平・公正な施設運営の遵守

老人福祉施設で働く私たちは、高齢者の生活と人権を擁護するため、自己点検を強化し、公平・公正な開かれた施設運営に努めます。

3. 利用者の生活の質の向上

老人福祉施設で働く私たちは、利用者一人ひとりのニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努めます。

4. 従事者の資質・専門性の向上

老人福祉施設で働く私たちは、常に誠意をもって質の高いサービスが提供できるよう、研修・研究に励み、専門性の向上に努めます。

5. 地域福祉の向上

老人福祉施設で働く私たちは、地域社会の一員としての自覚を持ち、保健・医療等関連分野との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。

6. 国際的視野での活動

老人福祉施設で働く私たちは、諸外国との交流を促進し、国際的視野にたち、相互の理解を深め、福祉の推進に資するよう努めます。

全国老人福祉施設協議会

【制定:平成5年5月12日】

令和2年度 事業計画

ケアハウス栗駒「愛」

ケアハウス栗駒「愛」 事業計画

1. 利用定員 15名

2. 職員数

職 種	専 従(人)	兼 務(人)	備 考
所 長		1	管理者
生活相談員	1		
介 護 士	1		
栄 養 士		1	
計	2	2	

3. 事業運営基本方針及び目的

利用者の生活と心身機能の特性を考慮した住宅機能を整備し、要援護時においては、各種の在宅サービスを活用した福祉機能を備え、その自立生活の維持に努めます。また、利用者が住み慣れた地域での生活が継続可能なサービスの提供を行うとともに、利用者に自立の気持ちさえあれば、いつまでも住める環境づくりを自ら進んで取り組めるよう援助し、清潔で明るく住みよい施設づくりに努めます。

4. 事業内容

- (1) 利用者個々の自立性の尊重を基本としたサービスの提供。
- (2) 利用者個々の自立性維持・継続に必要なサービスの提供。
- (3) 利用料の徴収について
 - ・利用者との契約によるものとする。
 - ・管理費の徴収に関しては、分割方式とするが、利用者のニーズに応じ、他の方式がとれるように対応します。
- (4) 食事について
 - ・利用者個々の嗜好把握に基づく適温食事の提供を基本とし、身体状況に応じた食事の提供を行います。
- (5) 入浴について
 - ・時間帯を設定し、毎日の提供を行います。但し、時間以外でもシャワー等の使用が随時可能なように心がけます。
- (6) 生活相談・援助
 - ・生活相談員を配置し、利用者の生活状況や家庭状況、健康面を含む各種相談に応じるとともに適切な助言に努めます。又、必要に応じ介護保険事業者と連携をとり、紹介・手続きの援助を行います。
- (7) 緊急時の対応
 - ・緊急事態発生の場合、医療機関や家族への連絡を迅速に行います。また非常時においても、避難体制を確立(防災避難訓練を計画)し、その対応にあたります。

(8) その他のサービス

・健康管理	健康相談	随時
・ ”	ADL調査	年1回
・ ”	血圧測定	随時 (定期 月2回)
・ ”	体重測定	随時 (定期 月1回)
・生活の充実	行事等の積極的導入	随時
・給食	給食栄養指導	随時
・ ”	行事食の積極的導入	随時
・通院送迎		緊急時
・買い物送迎		週1回

5. 退 所 (契約の解除)

- (1) 契約者が、契約締結時での重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたとき。
 - (2) サービスの提供に要する費用の減額に当たって虚偽の届け出を行ったとき。
 - (3) 共同生活の秩序を著しく乱し、他の利用者に迷惑を掛け本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - (4) 各種サービスの利用について本人の判断ができなくなった場合。又は介護を必要となった状態にも関わらず、それらを受ける事が出来ないとき。
 - (5) 利用料、その他の費用等の支払いを、正当な理由なく3ヶ月間滞納した場合。
 - (6) 所長の承諾を得ないで、施設の建物付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ現状回復を行わないとき。
 - (7) その他入居契約に違反した場合。
- ※身体機能の低下や3ヶ月以上の長期入院等による退所については、利用者及び家族、保証人の意向や身体機能の状況、病状等を十分考慮し検討するものとします。

6. 日 課

8:00	～	9:00	朝 食
	↓		
12:00	～	13:00	昼 食
	↓		
17:00	～	18:00	夕 食
13:00	～	16:00	入 浴

(但し、入居者の希望等による場合はその限りではありません)

令和2年度事業計画

4 月	・ 誕生会 ・ 懇談会・茶話会 ・ 習字クラブ ・ おたのしみクラブ ・ お花見 ・ 入居者買い物（毎週1回実施予定）	10 月	・ 誕生会 ・ 懇談会・茶話会 ・ 習字クラブ ・ おたのしみクラブ ・ 紅葉狩り ・ 入居者買い物（毎週1回実施予定）
5 月	・ 誕生会 ・ 懇談会・茶話会 ・ 習字クラブ ・ おたのしみクラブ ・ 入居者買い物（毎週1回実施予定）	11 月	・ 誕生会 ・ 懇談会・茶話会 ・ 習字クラブ ・ おたのしみクラブ ・ 寿司の日 ・ 入居者買い物（毎週1回実施予定）
6 月	・ 誕生会 ・ 懇談会・茶話会 ・ 習字クラブ ・ おたのしみクラブ ・ あやめ見物 ・ 入居者買い物（毎週1回実施予定）	12 月	・ 誕生会 ・ 懇談会・茶話会 ・ 習字クラブ ・ おたのしみクラブ ・ クリスマス会 ・ 忘年会 ・ 入居者買い物（毎週1回実施予定）
7 月	・ 誕生会 ・ 懇談会・茶話会 ・ 習字クラブ ・ おたのしみクラブ ・ 山車まつり見物 ・ 入居者買い物（毎週1回実施予定）	1 月	・ 誕生会 ・ 懇談会・茶話会 ・ 習字クラブ ・ おたのしみクラブ ・ 鏡開き ・ 入居者買い物（毎週1回実施予定）
8 月	・ 誕生会 ・ 懇談会・茶話会 ・ 習字クラブ ・ おたのしみクラブ ・ 愛光園夏祭り参加 ・ 入居者買い物（毎週1回実施予定）	2 月	・ 誕生会 ・ 懇談会・茶話会 ・ 習字クラブ ・ おたのしみクラブ ・ 節分の豆まき会 ・ 雛人形飾り ・ 寿司の日 ・ 入居者買い物（毎週1回実施予定）
9 月	・ 誕生会 ・ 懇談会・茶話会 ・ 習字クラブ ・ おたのしみクラブ ・ 敬老会 ・ 入居者買い物（毎週1回実施予定）	3 月	・ 誕生会 ・ 懇談会・茶話会 ・ 習字クラブ ・ おたのしみクラブ ・ ひな祭り見物 ・ 入居者買い物（毎週1回実施予定）

令和2年度 事業計画

栗駒デイサービスセンター

1. 基本方針（目的）

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

第1号通所事業に当たっては、以下について効果的なサービスになるよう努めます。

- （1）利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し生活の向上に資するサービスの提供を行います。
- （2）利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行います。
- （3）利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。

2. 事業内容

利用者個々のニーズにあった次の事業を実施します。

（1）生活指導

現在の生活状況に主眼を置き、家庭内外の問題点を介護支援専門員と連携を図り、家族、本人とともに早急に解決できるように努めます。

（2）機能訓練（プログラム活動）

生活意欲の減少防止及び身体的機能・生活機能の維持回復を目的としグループ及び個別ごとに実施します。

（3）養護

各種サービスの合間に利用者と職員、そして利用者同士のコミュニケーションに努めるとともに休養する時間も十分にとります。

（4）健康チェック

血圧、脈拍、体温等の測定を行い身体的機能低下の予防を図るとともに、日常の健康をチェックします。

（5）送迎

運転手及び介護員（生活相談員・看護師含む）が送迎用のマイクロバス、ワゴン車等を使用し、各家庭まで巡回し、事故のないよう注意しながら利用者を送迎します。

（6）入浴サービス

衛生面に十分注意し、利用者の身体面のチェックと気持ち良い入浴を心がけます。

（7）給食サービス

季節に沿った栄養のバランスがとれた食事を提供します。

（8）その他

①居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、通所介護計画を作成し、適切なサービスを提供します。

②各関係事業所（介護支援専門員等）との連携を図り、在宅福祉のより一層の充実を図ります。

③その他、デイサービス事業の目的を達成するのに必要な事業を行います。

令和2年度 プ ロ グ ラ ム 活 動 実 施 計 画

月	日	行 事 等	月	日	行 事 等
4	～ 4	ペアをさがそう	10	～ 3	洗面器のお手玉投げ
	5 ～ 11	職員紹介・挨拶ゲーム		4 ～ 10	扇の的
	12 ～ 18	お花見		11 ～ 17	紅葉狩り
	19 ～ 25	玉入れ		18 ～ 24	缶積みゲーム
	26 ～	缶積みゲーム		25 ～ 31	新聞破ってリレー
5	～ 2	缶積みゲーム	11	1 ～ 7	ボウリング
	3 ～ 9	新聞へび取り		8 ～ 14	巻一き巻き
	10 ～ 16	大運動会		15 ～ 21	お手玉ツムツム
	17 ～ 23	言葉を作ろう		22 ～ 28	お月見リース作り
	24 ～ 30	起こして～		29 ～	カレンダー台紙作り
	31 ～	入るかな？			
6	～ 6	入るかな？	12	～ 5	カレンダー台紙作り
	7 ～ 13	玉おとし		6 ～ 12	クリスマス会
	14 ～ 20	暑中見舞い作成		13 ～ 19	しめ縄作り
	21 ～ 27	あやめ見物		20 ～ 26	磁石缶トリゲーム
	28 ～	七夕飾り作り		27 ～ 29	カラオケ
7	～ 4	七夕飾り作り	1	4 ～ 9	風船ポンポン
	5 ～ 11	おもしろ綱引き		10 ～ 16	テーブルホッケー
	12 ～ 18	あじさい見物		17 ～ 23	うちわグライダー
	19 ～ 25	コップのビー玉おくり		24 ～ 30	ピンポンころがし
	26 ～	夏祭り		31 ～	豆まき会
8	～ 1	夏祭り	2	～ 6	豆まき会
	2 ～ 8	カップ積み		7 ～ 13	いけいけリング
	9 ～ 15	紙コップボウリング		14 ～ 20	風船バレー
	16 ～ 22	おいで・おいで		21 ～ 27	箸おとし
	23 ～ 29	お近づきになりたい		28 ～	蝶の舞
	30 ～	ビンゴゲーム			
9	～ 5	ビンゴゲーム	3	～ 6	ひな人形作り
	6 ～ 12	敬老を祝う会		7 ～ 13	輪投げ(写真撮影会)
	13 ～ 19	何があったでしょう？		14 ～ 20	物おくり
	20 ～ 26	ボールを作って倒し		21 ～ 27	パタパタ風船
	27 ～	洗面器のお手玉投げ		28 ～	魚・鳥・木サイコロゲーム

※ その他、個別の対応、支援者の対応として必要に応じ趣味活動を計画しています。

日課表

時 間	利 用 者	職 員
8:00		迎えの職員出発(早番) 利用準備(テーブル、お湯、洗濯物、入浴レクリエーション等)準備及び確認
8:30		迎えの職員出発
9:30	センター到着 手指消毒 お茶、おやつ、談話等 健康チェック	センター到着 出迎え、移動介助、手指消毒 お茶、おやつ配膳、介助 利用人数確認、厨房へ人数報告、一日の予定を話す(早番) バイタルチェック、入浴者確認 全員揃って挨拶(早番)
10:00	入浴・整容 水分補給 個人活動(談話、ぬり絵等) *排泄介助は随時行う	浴室へ誘導、脱衣介助、入浴介助 整容(爪切り、髭剃り、髪乾かし等) 湯のみ茶碗等下膳 *排泄介助は随時行う 事務業務(連絡帳記載、利用料精算等)
11:30	手指消毒	湯冷まし、食前薬準備 手指消毒、口腔体操
12:00	昼食	配膳、食事介助、管理薬服薬介助、口腔ケア 下膳、排泄誘導・介助、昼寝誘導・介助
12:30	お昼寝	休憩 見守り、洗濯、排泄介助
13:45	お昼寝終了	昼寝寝具片付け、離床介助、排泄誘導・介助
14:00	肩もみ、おやつ 談話	肩もみ、おやつ準備・介助
14:30	グループ活動	各テーブルごと
15:00	プログラム活動	団体活動
16:00	生活リハビリ(洗濯たたみ等) 健康講話、健康体操	生活リハビリ誘導 健康講話、健康体操 全員揃って挨拶(最初に送迎に行く職員)
16:30	帰宅準備 送迎車へ乗り込み	帰宅準備、排泄誘導・介助 連絡帳配布、送迎車準備
16:40	センター出発・帰宅	送りの職員出発 浴室準備、洗濯物干し、ごみ集め、トイレ掃除 翌日利用者確認、送迎車両確認、食札提出 ミーティング、戸締り
17:30		業務終了

令和2年度 事業計画

愛光園介護支援サービス

令和 2年度 愛光園介護支援サービス事業計画

- 1 積極的に研修会に参加し、自己研鑽に努めケアマネージャーとしての資質向上を図る。
- 2 多くの社会資源を見出し、その事業者と協議し利用者の納得できるケアプランを作成し、納得の得られるサービスが提供されるよう連携を取って行く。
- 3 職員の自己管理を行い突発事態発生の場合も継続したサービスが提供されるよう連絡体制をとり、利用者に不利益とならないように努める。
- 4 上記を踏まえ、いかなる利用者の方も受け入れ、本人・家族の意向を重視したケアマネジメントを実践していく。

愛光園介護支援サービス事業

(事業の目的)

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができるように利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供することを目的とします。

(運営方針)

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないように公平中立に行うよう努め、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定介護支援事業者、介護保険施設等との連携を密に行って行きます。

(職員の職種、人員及び職務内容)

職種	専従		兼務	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
管理者			1	
介護支援専門員 (ケアマネージャー)	4	1	1	
その他の職員				

1. 管理者

指定居宅介護支援事業者の運営管理全般を統括し、職員を指揮監督します。

2. 介護支援専門員

介護認定に必要な訪問調査をしたり、利用者やその家族からの相談にのったり、在宅サービスや施設サービスが適切に受けられるように、本人の状態と要望に合わせた介護サービス計画(ケアプラン)を作成致します。又、サービスが利用者の方に満足いただけるように、介護サービス提供機関との連絡調整を行います。又、介護認定申請をはじめ、介護保険に係る各種申請の代行を行い、皆様の便宜を図り、その他介護に関するさまざまな相談に応じます。

3. その他の職員

居宅介護支援に係る指示された業務に従事します。

(通常の事業の実施地域)

介護支援は栗原市栗駒(耕英地区を除く)・鶯沢及び栗原市金成・志波姫・築館に係る、東北新幹線沿線並びに国道398号線までとします。

(苦情申立の制度)

自ら提供した指定居宅介護支援、又は自らが介護サービス計画に位置づけた介護サービスは、これに相当するサービスに対する利用者からの苦情に、迅速にかつ適切に努めます。

(その他)

介護支援専門員及びその他の従事者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしません。

令和2年度 事業計画

八幡デイサービスセンター

1. 基本方針（目的）

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

第1号通所事業に当たっては、以下について効果的なサービスになるよう努めます。

- （1）利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し生活の向上に資するサービスの提供を行います。
- （2）利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行います。
- （3）利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。

2. 事業内容

利用者個々のニーズにあった次の事業を実施します。

- （1）生活指導
現在の生活状況に主眼を置き、家庭内外の問題点を介護支援専門員と連携を図り、家族、本人とともに早急に解決できるように努めます。
- （2）機能訓練（プログラム活動）
生活意欲の減少防止及び身体的機能・生活機能の維持回復を目的としグループ及び個別ごとに実施します。
- （3）養護
各種サービスの合間に利用者と職員、そして利用者同士のコミュニケーションに努めるとともに休養する時間も十分にとります。
- （4）健康チェック
血圧、脈拍、体温等の測定を行い身体的機能低下の予防を図るとともに、日常の健康をチェックします。
- （5）送迎
運転手及び介護員（生活相談員・看護師含む）が送迎用のワゴン車等を使用し、各家庭まで巡回し、事故のないよう注意しながら利用者を送迎します。
- （6）入浴サービス
衛生面に十分注意し、利用者の身体面のチェックと気持ち良い入浴を心がけます。
- （7）給食サービス
季節に沿った栄養のバランスがとれた食事を提供します。
- （8）その他
 - ①居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、通所介護計画を作成し、適切なサービスを提供します。
 - ②各関係事業所（介護支援専門員等）との連携を図り、在宅福祉のより一層の充実を図ります。
 - ③その他、デイサービス事業の目的を達成するのに必要な事業を行います。

3. 介護保険外夜間対応サービス

(1) 運営方針

地域住民に信頼される、開かれた在宅施設を目指し、利用者の個々のニーズに応じた柔軟性のあるサービスの実施及びご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) サービス内容

デイサービス利用者に対し、夜間を通し個々の身体的および精神的状況に応じて、食事提供及び介助、排泄介助、見守り等を行う。

令和2年度プログラム活動実施計画

月	日	行 事 等	月	日	行 事 等
4月	1 ～ 3	神経衰弱	10月	～ 2	スリッパお片付け
	6 ～ 10	挨拶サッカー		5 ～ 9	秋の味覚を釣ろう
	13 ～ 17	パタパタ蝶の舞		12 ～ 16	紅葉狩り
	20 ～ 24	お花見		19 ～ 23	テーブルホッケー
	27 ～	竹の子取りゲーム		26 ～ 30	カタカナ並べ替えゲーム
5月	～ 1	竹の子取りゲーム	11月	2 ～ 6	足でキャッチ
	4 ～ 8	言葉を作ろう		9 ～ 13	写真撮影会
	11 ～ 15	赤・青・黄ゲーム		16 ～ 20	カラーでポーズ
	18 ～ 22	デカ袋バレー		23 ～ 27	ビンゴゲーム
	25 ～ 29	輪っかにポン		30 ～	音楽を楽しもう
6月	1 ～ 5	ボール色分けゲーム	12月	～ 4	音楽を楽しもう
	8 ～ 12	大運動会		7 ～ 11	カレンダー作り
	15 ～ 19	あやめ見物		14 ～ 18	クリスマス会
	22 ～ 26	暑中見舞いはがき作成		21 ～ 25	しめ縄作り
	29 ～	七夕飾り作り		28 ～ 29	カラオケ
7月	～ 3	七夕飾り作り	1月	4 ～ 8	カルタ・福笑い
	6 ～ 10	カエルちゃんフリースロー		11 ～ 15	温泉すごろく
	13 ～ 17	ビー玉のせゲーム		18 ～ 22	もしかめ歌合戦
	20 ～ 24	健康講話		25 ～ 29	足でボール探し
	27 ～ 31	トラック運送			
8月	3 ～ 7	回転して文字探し	2月	1 ～ 5	豆まき会（節分）
	10 ～ 14	ペットボトルバッティング		8 ～ 12	数字合わせボード
	17 ～ 21	夏祭り		15 ～ 19	サイコロ回し
	24 ～ 28	おしり上げじゃんけん		22 ～ 26	蹴ってカーリング
	31 ～	魚鳥木サイコロゲーム			
9月	～ 4	魚鳥木サイコロゲーム	3月	1 ～ 5	反対語を集めよう
	7 ～ 11	敬老を祝う会		8 ～ 12	好きなものお花畑
	14 ～ 18	買い物ツアー		15 ～ 19	おやつ作り
	21 ～ 25	おやつ作り		22 ～ 26	春の飾りを作ろう
	28 ～	スリッパお片付け		29 ～	神経衰弱

※その他、個別の対応、支援者の対応として必要に応じ趣味活動を計画しています。

日課表

時 間	利 用 者	業 務 内 容
8:30		業務開始 利用準備（おしぼり、洗濯物、お湯、テーブル拭き、 食堂椅子、テーブル等の準備、確認） レクリエーション等の準備 迎えの職員出発
9:30	センター到着	迎えの職員到着（出迎え、降車、移動介助）
	テーブル着席 挨拶、利用料支払い 連絡確認、お茶 健康チェック	テーブル席へ誘導 挨拶、お茶の配膳、介助、利用料徴収、管理薬確認、 連絡事項の確認、厨房への利用人数連絡 バイタルチェック、入浴者確認、排泄介助
10:00	入浴 整容	入浴介助、着脱介助 整容（爪切り、髭剃り、整髪、耳掃除等）
	趣味活動等 （ぬり絵、歌、パズル、談話等）	湯飲み茶わん、おしぼりの片づけ 趣味活動の準備、声掛け 連絡帳の記載、利用料清算事務、休憩所準備 服薬用湯冷まし、昼食準備
12:00	昼食	食事案内、手指消毒、配膳、食事介助、服薬介助
12:30	休憩（お昼寝）	休憩 徘徊者等見守り、排泄介助 レクリエーション、機能訓練等の準備
13:30	休憩終了	利用者の方への休憩終了の声掛け、介助 休憩所の片づけ
	ラジオ体操	ラジオ体操
14:00	お茶、おやつ	お茶、おやつ準備（好きな飲み物を選んで頂く）
14:30	レクリエーション、機能訓練	レクリエーション、機能訓練等の声掛け、誘導、進行
15:30	健康講話等の機能向上訓練 整理体操	健康講話等の機能向上訓練 整理体操
	帰宅準備	帰宅準備、排泄介助、連絡帳配布、乗車
16:00	センター出発	送り職員出発
	帰宅	清掃（ホール、廊下、トイレ、職員トイレ） ケース記録等記載
17:00		送り職員到着 運転日誌、業務日誌記載 ミーティング 戸締り
17:30		業務終了

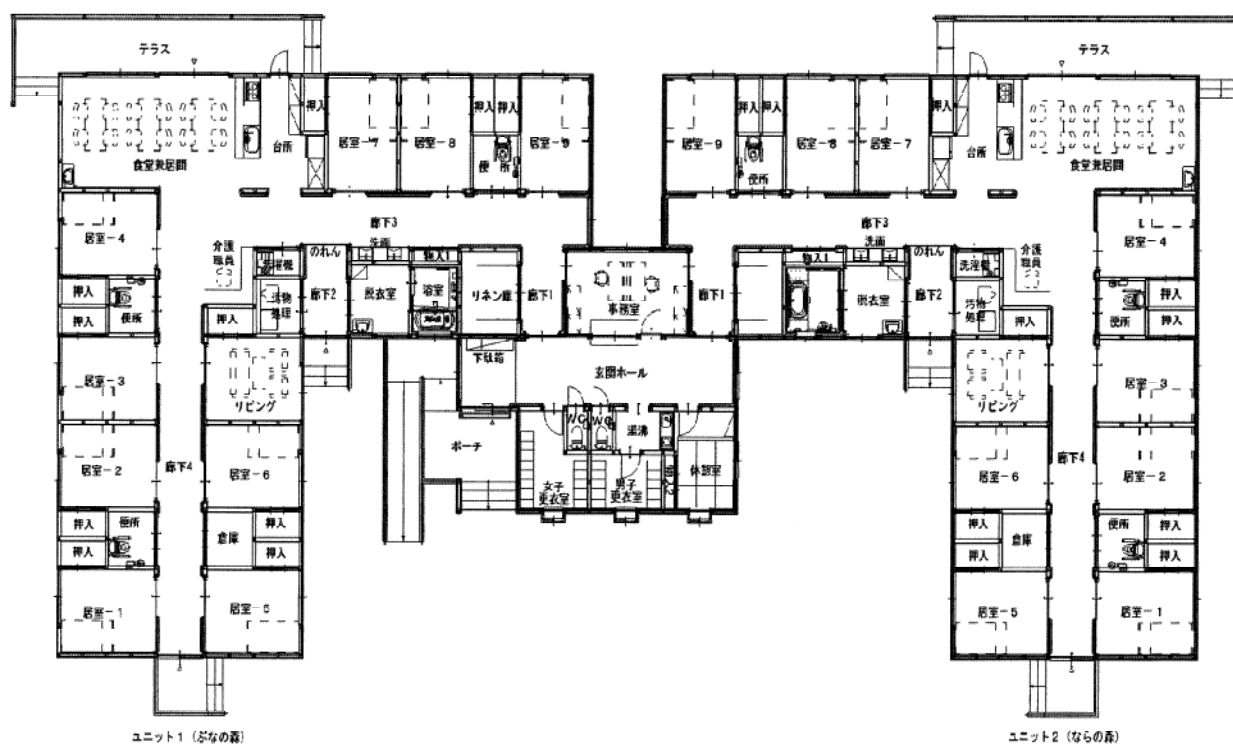
令和2年度 事業計画

グループホーム清水沢

認知症対応型共同生活介護「グループホーム清水沢」

- (1) グループホームの沿革 平成27年11月1日 開設
- (2) 所在地 宮城県栗原市栗駒八幡清水沢66番地1
- (3) 設置主体 社会福祉法人栗駒峰寿会
- (4) 名称 グループホーム清水沢
- (5) 入居定員 1ユニット定員9名 ユニット数2 合計定員数18名
 (イ) 建物床面積/596.93㎡
 (ハ) 構造/木造平屋建

平面図



1. 基本理念

思いやりと親愛の情をもってふれ合い、全てはお互い助け合って生きている事を認識して接することが、自らの喜びとなってはね返って来ます。少人数の暮らしの中で最後まで個人としての誇りと尊厳を保持し、支え合い、助け合い、入居者が幸せを感じることが出来るよう支援します。

2. 運営基本方針

認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等必要な援助を行う。また、支援の方には利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

1. 利用者の認知症状の進行の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。
2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
3. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めます。

3. 介護サービス

(1) 意思の尊重

生活の主体はご利用者であり、自己決定権を持ちます。ホームは「自由な生活空間」と考え、一律のルールやスケジュールで管理した運営は行いません。ご利用者ご自身の「意思」が生かされるように、また「意思」を自発的に引き出せるように努めます。

(2) 自立支援

可能な限り自立した生活を送ることが出来るように「自立支援」をサービスの基本とします。日常生活に必要な作業は、基本的には見守りの中でご利用者ご自身が行い、障害が生じた際は職員が「できること」「できないこと」を見極め、残存機能を生かした支援に努めます。

また、介護計画に基づき心身の状態に応じて個別に必要なサービスを提供します。

(3) ご家族との連携

ご家族との連携により、「豊かな暮らし」を実現します。ご家族とは定期的な家族会やアンケート調査、普段の面会、電話連絡等を通して個人情報や生活状況等の情報を共有し、ご利用者にとってより良い暮らしとなるよう支援します。

(4) 健康管理

ご利用者の生活面だけでなく、バイタル測定等の日々の健康管理を行います。

また、重度介護者への対応や看取り介護を実施し、ご利用者、ご家族が安心して施設生活が過ごせるよう努めます。

4. 組織運営

(1) 基本的人権

①倫理

老人福祉施設倫理綱領に従うとともに、ご利用者様やご家族、その他関係者に対し、誠意をもって接し接遇向上を図ります。

②プライバシー保護

プライバシーの保護や生命、財産の安全確保のため、職員が不在の時や立ち会わない時は、部外者のホームへの立ち入りや居室への出入りは禁止します。

③個人情報保護

個人情報保護に関する法令、その他の規範を遵守し、個人情報の保護に努めます。また、個人情報の利用目的を特定し、公正かつ適正適切に取扱っていきます。

④虐待防止

虐待は絶対あってはならないことです。虐待防止には、介護職員の介護意識を高めることが肝要です。新入職員からベテラン職員まで、質の高い介護を行うように職員研修を実施していきます。

⑤身体抑制禁止

原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないこと。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

(2) 情報開示

ご利用者やご家族、利用申込者、行政、その他関係機関に対してサービスの情報提供、ホームページやニュースレター、パンフレット等を通じて情報開示を行っていきます。

(3) リスクマネジメント

① 緊急時

急変時の対応マニュアルを整備するとともに、病気や内服薬等医療的知識を習得していきます。また、医療機関と連携しながら早期の対応に努めます。

② 防災

ご利用者の安全を前提とし、消防署や地域と連携を図り、災害対策を厳重に行っていきます。また、備蓄食料の定期的な確認・補充等を行っていきます。

火災防止に関しても日々の管理(コンセントによる漏電防止や避難経路の確保)を徹底していきます。

③ 感染症

インフルエンザやノロウイルス、食中毒等の対応マニュアルを整備するとともに、普段の生活における手洗いや「うがい」、食器類洗浄、清掃等を徹底していきます。また、安全管理および衛生管理の徹底にも努めます。

④ 事故

転倒事故による、怪我や骨折はご利用者のADL低下に大きな影響を与えます。転倒や誤薬等の事例検討だけでなく、ヒヤリハット等の事例検討を定期的に検討し事故防止に努めます。

⑤ 苦情・相談

ご利用やご家族からの苦情・相談には迅速かつ丁寧に解決できるよう努力していきます。ご利用やご家族が満足できる環境を日々のコミュニケーションを通じて実現していきます。

(4) 職員の育成と確保

① 育成

研修では全職員対象や新人・中堅といった階層別に実施していきます。研修内容は介護や倫理等必要不可欠なものや職員1人1人の声を聞き、幅広い範囲での研修を実施していきます。また、外部研修に関しては復命書や発表会を実施し、共有のものとして育成を図っていきます。

② 人材確保

職員定着に向けて、「働きやすい職場環境」を実現していきます。家庭環境において子育てや家族の病気、趣味の時間等職員が抱える問題はたくさんあります。仕事と私生活のバランスを考えた職場環境を整備していきます。

(5) 業務標準化

ご利用者が満足かつ安定したサービスを受けられるためにも、サービスの標準化(マニュアル)を整備し、組織的に実行していきます。定例会議の中で、見直しや報告を行っていきます。

5. 地域密着

(1) 地域住民

地域を生活圏とし、「施設利用者」ではなく「地域の住民」として暮らしていけるように支援します。また、在宅生活と何ら変わりなく、「買い物」「理美容」「受診」「散歩」「外食」「娯楽」等、日常生活上必要な事柄や、生活の潤いの場を地域に求め、「普通の暮らし」を実施していきます。

(2) 地域交流

地域の保育園、小中学校、自治会等との交流や地域のお祭りや懇談会等のイベントに参加するなど社会資源の活用を図り、地域となじみの環境を構築していきます。

(3) 開かれたホーム

ご利用者様の生活空間を乱さないことは重要ですが、基本的には「閉鎖空間」とせず、見学やボランティア、実習生の受入れやホームのイベント等に地域の方を招待するなど地域に還元していきます。また、ご利用者やご家族、地域住民、市職員等による「運営推進会議」を中心に、地域と連携を図っていきます。

(4) 関係機関との連携

行政、地域包括支援センター、その他福祉関係機関や消防署や警察署等の公共機関と連絡会やイベント等を通じて地域の情報、制度改正、その他必要事項等協働して取り組めるよう連携を図っていきます。

(5) こもればカフェ（オレンジカフェ）の開催

暮らしの中で、支え合う地域を目指して、「こもればカフェ」を実施していきます。どなたでも認知症に関する相談や、介護に関する情報を得るところとして気楽に集える場所を提供し、お茶や交流を楽しむ以外に、介護に関する専門職に相談することが出来る場を地域の方々に提供して行きます。

6. 財務基盤

(1) 資源の節約

①紙媒体から電子媒体へ

必要な書類に関してのみ印刷し、紙媒体から電子媒体への移行により、省資源と運営費削減に努めます。

②電気費の削減

快適な生活空間を維持するために、自然光と電気光との調和を図ります。また精細な室温管理を行い、過度なエアコン利用を防止、使わない電源プラグはコンセントからはずして待機電力による無駄な電力の削減に努めます。

(2) 設備・備品管理

①設備管理

設備は時間が経つにつれ消耗します。しかし、定期的メンテナンスを行うことにより修理・買換えが不要もしくは長期利用が可能となります。そのため、修繕等を随時行っていきます。

②備品管理

消耗品等備品に関しては価格変動が著しく、常に情報を取り入れていかなければなりません。価格と製品の質を比較し、よりよい備品の購入を検討していきます。

7. 生活の流れ

起床から就寝までの生活の流れは個人のリズムが基本です。画一的なスケジュールを作らず、生活のリズムの基本は「朝起きて、夜寝る」程度に考えることから始めます。

8. 職員外部研修予定

宮城県認知症介護実践者リーダー研修

宮城県認知症介護実践者研修

宮城県認知症介護基礎研修

宮城県社会福祉施設新任職員研修

身体拘束に関する研修

高齢者虐待に関する研修

人権擁護に関する研修

認知症ケアを学ぶ研修会

地域包括ケア推進研修会

在宅医療・介護連携推進多職種連携研修会

ケアプランで地域の高齢者を元気にする会に関する研修

その他（随時、状況に応じた外部研修を検討）

グループホーム清水沢 年間行事等計画書

月	主なレクリエーション	その他の行事	勉強会（内部研修）
4月	悠遊・車の旅（ぶら～り珍道中） こもれびカフェ&誕生会開催	消火訓練 各種職員会議 防犯点検	倫理及び法令遵守並びに 施設理念に関する勉強 会、その他
5月	レクリエーション大会 こもれびカフェ&誕生会開催	運営推進会議 総合火災訓練 各種職員会議	認知症ケアに関する勉強 会、その他
6月	悠遊・車の旅（ぶら～り珍道中） こもれびカフェ&ゲーム大会開催	施設大掃除 地震想定訓練 各種職員会議	プライバシー保護に関す る勉強会、その他
7月	納涼祭 こもれびカフェ&ゲーム大会開催 山車祭り見物	各種職員会議 自家発電操作訓練 運営推進会議	感染症及び食中毒発生の 予防・まん延防止に関す る勉強会、その他
8月	こもれびカフェ&誕生会開催 悠遊・車の旅（ぶら～り珍道中）	避難訓練 各種職員会議	事故発生予防・再発防止 等（リスクマネジメン ト）に関する勉強会、そ の他
9月	敬老会 こもれびカフェ&誕生会開催 いも煮会	外部評価 運営推進会議 各種職員会議	非常災害時の対応に関す る勉強会、その他
10月	悠遊・車の旅（ぶら～り珍道中） こもれびカフェ&誕生会開催	災害用備品等保守点検 各種職員会議 施設大掃除 防犯点検	サービスに関する情報の 共有及び個人情報保護に 関する勉強会、その他
11月	開設記念日 こもれびカフェ&誕生会開催 悠遊・車の旅（ぶら～り珍道中）	総合火災訓練 各種職員会議 運営推進会議	身体拘束等の排除に関す る勉強会、その他
12月	こもれびカフェ&誕生会開催 クリスマス会 しめ縄作り 年越し	各種職員会議	事故の発生等緊急時の対 応に関する勉強会、その 他
1月	お正月 こもれびカフェ&誕生会開催	各種職員会議 消防通報機器操作訓練 家族会総会 運営推進会議	高齢者虐待防止（関連法 含む）に関する勉強会、 その他
2月	節分（豆まき） こもれびカフェ&誕生会開催	通報訓練 各種職員会議	経管栄養、服薬管理、在 宅酸素等医療関係及び看 取りに関する勉強会、そ の他
3月	ひな祭り こもれびカフェ&誕生会開催	不審者対応訓練 運営推進会議 各種職員会議	防犯対策に関する勉強 会、その他

※勉強会（内部研修）については常勤及び非常勤の全ての現任並びに新任職員を含み実施します。

※季節行事及びレクリエーションは随時行ないます。外出行事は流動的に実施します。

グループホーム清水沢 日課表	
6:00	・起床（おはようございます！！朝茶で1日が始まります。） ・洗面、着替え介助
6:30	〃
7:00	・健康体操
7:30	・朝食準備 ・食堂へ誘導、手洗い・おしぼり用意・服薬準備、介助
8:00	・朝食（食事介助）、服薬介助
8:30	・口腔ケア、排泄介助・誘導
9:00	・買い物代行、入居者の希望聞き取り、通院介助
9:30	・入浴 ・バイタルサインチェック
10:00	・お茶（おしゃべりしながら、献立決めの井戸端会議） ・リハビリ（歩行訓練など）、居室清掃、リネン交換
10:30	・処置、点眼 入浴日は爪切り等の処置チェック
11:00	
11:30	・昼食準備、食堂へ誘導、おしぼり、お茶用意・嚥下体操・服薬準備、介助
12:00	・昼食（食事介助）・服薬介助
12:30	・口腔ケア、排泄誘導・介助
13:00	・お昼寝
13:30	・往診介助（内科・歯科・口腔ケア等）、通院介助、床屋
14:00	・自主的リハビリ（回廊歩行等）筋力維持及びエコノミー症候群防止の為
14:30	・創作活動、集団レクレーション・誕生会、ゲーム・おやつ作りなど
15:00	・おやつをたべながら談笑、折り紙、習字など
15:30	・レクレーションを兼ねたりハビリ（歩行訓練含）
16:00	・身の回りのお世話…等（お散歩、洗濯物入れなど）
16:30	・申し送り
17:00	・熱発・その他チェック者の再検
17:30	・夕食準備、食堂へ誘導、おしぼり、お茶用意・配薬確認。
18:00	・夕食（食事介助）・服薬介助
18:30	・口腔ケア
19:00	・着替え・就寝準備、服薬介助
19:30	・ 〃
20:00	・休憩、テレビ観賞 ・消灯・就寝（好きな時間に床につかれます。おやすみなさい♪） ・夜間巡視開始（20：00・23：00・2：00・5：00）
20:30	・随時コール対応（24時間）
21:00	

早番

時 間	業 務 内 容
7:00	起床介助(朝食準備) お茶・おしぼり・エプロン等準備
7:30	朝食準備
8:00	朝食／下膳 口腔ケア／排泄誘導
8:30	食堂清掃／入浴準備／バイタル測定
9:00	見守り
9:30	入浴介助
11:30	休憩
12:30	口腔ケア／排泄誘導 お昼寝(ベッドで休んで頂く)
13:00	受診援助／バイタル測定 入浴介助
14:00	談話／入浴介助／清掃／レクリエーション ユニット清掃・洗濯
16:00	退勤

随 時

- ・見守り
- ・コール対応
- ・体位交換
- ・排泄
- ・記録
- ・巡視
- ・バイタル測定
- ・体調不良者対応
- ・排便チェック

日勤

時 間	業 務 内 容
9:00	ミーティング(引き継ぎ) 入浴準備
9:30	洗濯乾燥／ユニット清掃
10:00	お茶／リネン交換／通院介助
11:00	食事誘導／昼食準備
12:00	食事介助 口腔ケア／排泄介助
12:30	休憩
13:30	自主リハビリテーション見守り 談話／通院介助／排泄介助
15:30	創作活動／集団レクリエーション／誕生会／おやつ レクリエーションを兼ねたリハビリテーション／ユニット清掃
16:30	見守り／洗濯物片付け
17:00	夕食準備／食事介助／口腔ケア
18:00	退勤

随 時

- ・見守り
- ・コール対応
- ・体位交換
- ・排泄
- ・記録
- ・巡視
- ・バイタル測定
- ・体調不良者対応
- ・排便チェック

遅番

時 間	業 務 内 容	
10:15	リハビリ／お茶／リネン交換 洗濯物片付け	
11:30	昼食準備(お茶・おしぼり・エプロン等) 服薬準備／口腔体操	
12:00	昼食介助 口腔ケア／排泄介助 下膳／食器洗浄・乾燥／ユニット内片付け(おしぼり・エプロン等) 夕食下準備	
13:00	休憩	
14:15	往診介助／自主リハビリテーション見守り レクリエーション／茶話会など／排泄介助	随 時 ・見守り ・コール対応 ・体位交換 ・排泄 ・記録 ・巡視 ・バイタル測定 ・体調不良者対応 ・排便チェック
15:00	おやつ	
16:00	身の回りのお世話／熱発者・その他チェック 排泄介助／日誌・PC入力	
16:30	ミーティング	
17:30	服薬準備／夕食準備	
18:00	夕食介助 口腔ケア／排泄介助	
19:00	下膳／食器洗浄・乾燥／ユニット内片付け(おしぼり・エプロン等) 朝食下準備	
19:30	退勤	

夜勤

時 間	業 務 内 容
16:30	ミーティング(引き継ぎ) 臨時薬、その他の物品準備・確認／再検
17:00	日誌・排泄表等準備・確認 (冬期…湯たんぽ等の準備・確認) 夕食準備
18:00	夕食介助
19:00	時間薬投与・検温・洗濯業務 着替え・就寝準備
20:00	時間薬投与・検温 夜間巡視
21:00	休憩
23:00	夜間巡視
2:00	夜間巡視
3:30	休憩
5:00	夜間巡視 検温・排泄誘導・介助
6:30	離床介助／環境整備／洗濯業務 モーニングケア・洗面介助
7:30	朝食準備 朝食介助
8:30	下膳／食器洗浄・乾燥／口腔ケア ユニット内片付け(おしぼり、エプロン等)
9:00	ミーティング(引き継ぎ)
9:15	PC入力 (記録) 業務終了確認
9:30	退勤

随 時

- ・見守り
- ・コール対応
- ・体位交換
- ・排泄
- ・記録
- ・巡視

令和2年度 事業計画

サービス付き高齢者向け住宅「八幡の家」

サービス付き高齢者向け住宅「八幡の家」事業計画

1. 利用居室 20 室

2. 施設の基本方針

当施設の管理運営については、地域や家庭との結び付きの重視と福祉や保健医療機関などとの連携に努め、サービス付き高齢者向け住宅が居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住宅を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに安心して生き生きと生活できるよう配慮し入居者の意志及び人格の尊重と、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めます。

3. 施設の経営理念

高齢化社会を迎え、高齢者が住み慣れた地域で生涯を送れるよう人生の後半を安らかな生きがいのある生活が出来るよう支援する。

4. 施設の目的

当施設の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定並びに生活の充実を図ることを目的とする。

5. 事業内容

- (1) 利用者個々の、自立性の尊重を基本としたサービスの提供。
- (2) 利用者個々の自立性維持・継続に必要なサービスの提供。
- (3) 入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための適切な機会の提供。

(4) 食事提供サービス

利用者の嗜好把握に基づく適温食事の提供を基本とし、栄養バランスと高齢者の健康に考慮した食事の提供を行います。

※食事時間 朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00

(5) 入浴サービス

時間帯を設定し、提供を行います。但し、時間以外でもシャワー等の使用が随時可能なように心がけます。※入浴時間 10:00～19:00

(6) 状況把握・生活相談等サービス

①状況把握サービス

居室への訪問や施設内食事の機会を通じて毎日少なくとも1回の安否確認を行います。

②生活相談サービス

日常生活における心配事等の相談や助言。また専門的な相談や助言のために、医療機関や地域包括センターなど専門家や専門機関の紹介を行います。

③夜間巡回サービス

宿直者が夜間の巡回を行います。

④フロントサービス

来訪・外出の管理、郵便・宅配物の受取・配達などを行います。

⑤お薬サポート

各自所有のお薬の飲み忘れ確認を行います。

⑥介護保険情報サービス

各種サービスのご案内や手配を行います。

(7) ミニ介護サービス

入居者様の合意に基づき選定された場合に30分程度のちょっとした独自のミニ介護サービスの提供に努めます。

(8) 健康管理サービス

①緊急時対応・健康相談・医療支援・訪問診療

医療機関の支援を頂き提供に努めます。

②簡易な健康チェック

血圧測定など職員による健康チェックを行い入居者様の健康管理に努めます。

※血圧測定：月2回 体重測定：月1回

(9) その他の支援サービス

入居者様の合意に基づき選定された場合にサービスの提供に努めます。

①入退院サービス

入退院準備、医療機関への連絡を行います。

②買い物介助

個人の買い物への移送及び職員の付き添い（通院含む）を行います。

③代行サービス

個人の買い物への代行を行います。

④移送サービス

病気・ケガ等での病院への移送及び職員の付き添いを行います。

⑤洗濯サービス

個人所有の下着・衣類の洗濯を行います。

⑥リネン交換サービス

寝具一式交換（シーツ・枕カバー・ベッドカバー・掛け布団カバー）を行います。

⑦お掃除サービス

居室の掃除を行います。

⑧配膳・下膳サービス

病気等の理由で食堂にて食事が出来ない場合、居室へ食事の配膳・下膳を行います。

⑨一部生活援助

水回り掃除・口腔ケア・排泄一部介助・その他必要な一部ケア等を行います。

(10) 緊急時の対応

緊急事態発生の場合、医療機関や家族への連絡を迅速に行います。また非常時においても避難体制を確立（防災避難訓練を計画）し、その対応にあたります。

令和2年度 事業計画

栗原市栗駒・鶯沢地域包括支援センター

令和２年度 栗原市栗駒・鶯沢地域包括支援センター 事業計画書

【令和２年度基本的な運営方針】

(１) 事業計画の作成と進捗管理

市が示す設置目的及び運営方針を踏まえ、地域の状況と課題を整理検討し事業計画を作成します。また、地域課題の共通認識を職員間で共有化し、連携及び協力しながら業務を実施するとともに進捗管理を行います。

(２) ３職種によるチームアプローチ

保健師（又は看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の３職種それぞれの専門性を活かし業務に当たります。高齢者に対する責任主体を明確にするために「主担当」職員を決め、継続して支援する体制を作ります。個々の状態に応じた多様な支援を継続的かつ包括的に提供するために、３職種が相互に連携・共同しチームとして対応します。

(３) 職員の資質向上

必要な知識や技術の向上のため、研修等に積極的に参加します。研修した内容については職員間で共有し、地域包括支援センター全体の資質向上に努めます。

(４) 個人情報の保護

情報の保護については「個人情報保護法」「栗原市個人情報保護条例」「介護保険法」に基づき適切に管理します。また個人番号に対する取り扱いは関連法令及び通達を遵守し適切に対応します。

(５) 広報

業務の適切な実施と、業務への理解と協力を得るため、地域住民や関係機関への広報活動を行います。

(６) 利用者満足度の向上

適切な総合相談、苦情への対応ができる体制を整えます。本人や関係者が安心して相談できるよう、プライバシーの確保に努めます。

(７) 公正・中立性の確保

地域包括支援センターは市の介護・福祉の一翼を担う「公益的な機関」であることを認識し、公正かつ中立性の高い事業運営を行います。
公平性・中立性に配慮して、介護サービス事業者の紹介や指定介護予防支援業務の委託先を選定します。

(８) 市及び他地域包括支援センターとの連携

設置責任主体である市と従事者会議の開催により、課題の検討や情報共有を図ります。また、職種ごとの専門部会において情報共有し、資質向上を図ります。

1 第1号介護予防支援事業

〈地域の現状・課題〉

出前講座や広報誌などを活用し、介護予防の必要性を周知・啓発している。昨年度スタートした介護予防・日常生活支援総合事業「短期集中型予防サービス」は、数名の方から自発的に利用申し込みがあった。介護予防に対して高い意識をもっている方がいることが確認できた。「心もからだも元気塾」については、送迎がないことから参加につながらなかったケースもあり、足の問題が壁となっている。「くりはら元気アップ体操」は、取り組んでいる団体は定着化しており、集まりの場としても機能している。転居や施設入所・入院などの個別の理由により参加人数が減ったことで、活動をやめてしまった団体もあった。各団体の活動が継続できるようサポート体制が必要と感じている。

障害者の高齢化に伴う介護保険サービス利用については、相談支援専門員と連携しながら制度間のサービス継続が円滑に行われるよう支援に努めている。

介護予防のための健康講話は、依頼があればその都度対応している。内容としては、介護予防・介護保険関係が多く、その他認知症サポーター養成講座も行っている。地域の認知症カフェからの依頼もあり対応している。

〈目標〉

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、地域の支え合いやサービスを利用するとともに、高齢者自らも社会参加できるようにすることで、介護予防をすすめていく。

一人ひとりのニーズや心身の状態に即した介護予防ケアマネジメントを実施し、介護予防・生活支援サービスその他の適切な事業を包括的・効率的に提供する事で、自立した日常生活が継続できるよう支援する。

〈具体的な取り組み〉

★主担当：看護師

☆副担当：社会福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員

1) 介護予防に関する地域づくりへの支援

- ・出前講座の開催や広報誌を活用し、介護予防の必要性の周知・啓発を行う。
- ・くりはら元気アップ体操の活動実施状況の把握とサポートを行う。
- ・百歳までごっくん体操の周知・啓発に取り組む。
- ・生きがい活動支援事業として、栗駒（火・木・金曜日×2回）鶯沢（木曜日×2回）での健康講話の開催。

2) 総合事業における介護予防ケアマネジメントの実施

- ・一人ひとりのニーズや心身の状況等に応じて、適切な第1号介護予防・生活支援サービス等が包括的、効果的に提供されるようケアマネジメントを実施し、対象者が自らの選択に基づき出来る限り在宅で自立した生活が継続できるよう支援する。

2 総合相談・支援事業

〈地域の現状・課題〉

栗駒・鶯沢地域の高齢化率は栗駒・鶯沢地区とも40%を超え、数値は毎年伸びている現状がある。一人暮らし世帯や高齢者世帯、介護力の乏しい家族との二人暮らし

世帯からの相談は変わらずある。特に、年末年始やお盆休み明けは、離れて暮らしている家族からの相談が多く、家族の安心材料として介護保険申請を希望されることも少なくない。民生委員からの相談もコンスタントにあり、8050 問題と言われる本人だけでなく世帯として支援が必要な相談もある。
相談内容としては、介護保険に関することが多くを占めており、その他生活困窮を含む経済的支援を要する相談もあり、関係機関と連携しながら対応している。

〈目標〉

高齢者が「住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができる」ように、高齢者の総合相談窓口として、初期対応を適切に行い本人が望む生活を自身が決定できるように、必要とする情報提供やわかりやすい説明を行う。包括支援センター職員の専門性を活かしたチームアプローチを行い、適切なサービス・機関・制度につなげていく。

〈具体的な取り組み〉

★相談内容を3職種で共有・検討し「チーム」で支援する

1) 相談への初期対応及び継続的・専門的支援

- ①高齢者に関する様々な相談をすべて受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローする拠点としての機能拡充を図る
 - ・相談内容を把握する（状況や課題に応じ適切な情報提供や説明を行い、自己決定への支援と介護を行う家族への支援も行う）
 - ・緊急性を判断する
 - ・3職種で情報共有し対応方針を検討する
 - ・主担当を決定する
 - ・相談対応する（緊急性が高いケースや困難ケースについてはチームで対応）
 - ・必要に応じて、各関係機関との連携も図る

2) 地域におけるネットワークの構築

- ・地域の関係機関・団体との顔の見える関係づくりに取り組む
- ・社会資源を収集・整理する
- ・生活支援コーディネーターと連携し、定期的な情報共有の場を設ける
- ・地域の特性や課題を把握する
- ・地域ケア会議を開催する
- ・広報誌「栗原市栗駒・鶯沢地域包括支援センター通信」を発行（年4回）し、栗駒・鶯沢地区全世帯・関係機関に配布する

3) 高齢者の実態把握

- ・民生委員、行政区長、老人クラブなどの会議や、地域の健康教室や集まりの場に参加し、実態把握に努める
- ・各関係機関と連携し、情報の収集・把握する
- ・必要に応じて個別訪問を実施する
- ・家族や近隣者から情報収集する

3 権利擁護事業

（地域の現状・課題）

一人暮らしや高齢者世帯、障害者同居世帯が増えている。また、認知症や精神疾患

を抱える高齢者がいる世帯も増加しており、地域住民や民生委員・区長等からの情報の提供や協力が必須となってきた。親族の所在が不明、居るが関係性が思わしくない、遠方にいるためなかなか対応ができない、介護力や正しい知識が乏しい、経済的に余裕が無いがゆえに極めて虐待に近い対応となってしまう相談も多くなっている。地域との関係性が希薄で孤立している高齢者も見られ、地域で支援する仕組みを模索することを、住民と共に考えていく体制を整えていくことが必要である。

また、権利擁護の相談内容も複合的になってきており、一つの事柄にとらわれずに広く捉えて対応していかなければならない。複合的な相談に対応するために各関係機関と連携をとり、役割分担・支援体制等の確認を行いながら対応していく事が必要であり、早期発見、早期対応が可能な地域連携の構築を図っていくことが必要である。

〈目標〉

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持し安心して暮らしていけるよう、専門的・継続的な視点から支援を行っていく。

地域住民に対して高齢者虐待や消費者被害の周知等、正しい知識の普及・啓発を行い、地域や関係機関と連携し、早期発見に取り組み、早期に相談通報なされる関係づくりを行う。

加齢や認知症により判断能力が不十分で生活が困難な高齢者に対し、成年後見制度、日常生活自立支援事業（まもり一歩）についての説明や啓発を行っていく。

〈具体的な取り組み〉

★主担当：社会福祉士

☆副担当：保健師・主任介護支援専門員・介護支援専門員

1) 高齢者虐待の防止及び対応

①正しい知識についての普及・啓発活動

- ・情報誌発行（毎戸・関係機関等に配布）
- ・出前講座・各種研修会や会合においてパンフレットを用い正しい知識の普及・啓発を行う
- ・早期発見、早期対応ができるよう民生委員定例会やケアマネ・サービス事業所連絡会に参加し普及・啓発を行う
- ・研修会に参加し情報収集及び、圏域の現状を把握する

②高齢者虐待の対応

- ・関係機関からの情報収集
- ・市と連携し、市の保健師と同行訪問、等により事実確認を行う
- ・センター内でケースを共有し課題を明確化
- ・コアメンバー会議やケース会議の実施により具体的対応を検討する
- ・市に報告
- ・協議

2) 成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用促進

- ・成年後見制度・自立支援事業の啓発・及び利用促進
広報誌・パンフレット配布 出前講座の開催
- ・成年後見制度の利用に関する判断
- ・成年後見制度の利用が必要な場合の申立て支援
- ・成年後見人がいない場合は市と連携し市長申立て支援
- ・診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携
- ・成年後見人等となるべき者を推薦できる団体等との連携

3) 消費者被害の防止及び対応

①消費者被害についての情報提供と連携

- ・消費者被害を把握した際は、消費者センター等関係機関と連携し支援する
 - ・被害状況を地域の民生委員、介護支援専門員・サービス事業者等に提供し被害発見の担い手を増やす
 - ・消費者被害の事例を把握した場合の市や関係機関への通報
- ②被害防止のための周知
- ・消費者生活センターからの情報の把握・周知
 - 出前講座・ミニデイ等での被害防止の呼びかけ

4) 処遇困難事例への相談対応

- ・地域の住民・民生委員・介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題解決できない相談を、センター内で情報共有し、地域ケア会議を活用する等、専門的・継続的視点からの支援を行う

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

〈地域の現状・課題〉

圏域の居宅支援事業所は10か所ある。多くの居宅は主任介護支援専門員が管理者を兼務しているためか、困難事例やケアマネジメントについての相談件数は少なく、個別の地域ケア会議の開催になかなかつながらない状況は継続している。

委託事業所から困難事例の相談があり、サービス担当者会議やカンファレンスへの出席等、後方支援とチームアプローチを行っている。

圏域での地域ケア会議を開催した。

栗駒・鶯沢地区ケアマネジャー連絡会の委員として参画し、ケアマネジャーの視点から研修内容を検討し実施に向け連携している。また、宮城県ケアマネジャー協会栗原支部の協力も頂き、事例検討会を企画している。

〈目標〉

高齢者を取り巻く、地域・医療・福祉の連携を図り、住み慣れた地域での暮らしが継続できるよう支援する。

多職種連携のためのネットワーク構築を図り、高齢者の自立支援に向け、介護支援専門員・介護サービス事業者の資質向上を目的とする、事例検討会や研修会を開催する。

〈具体的な取り組み〉

★主担当：主任介護支援専門員

☆副担当：看護師・社会福祉士・介護支援専門員

1) 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

- ・地域の民生委員や医療機関・介護支援専門員・サービス事業所との顔合わせの場や情報交換の機会を提供する
- ・事例検討会や研修会の開催
- ・圏域地域ケア会議の開催

2) 介護支援専門員に対する支援

- ・連絡会において、研修会の企画・運営に携わり、介護支援専門員・介護サービス事業者の資質向上のための研修会を開催する
- ・個別事例のサービス担当者会議に出席し、課題解決に向けた支援を行う
- ・個別地域ケア会議の目的や意義の周知に努め理解を図る
- ・インフォーマルサービスの情報提供

5 指定介護予防支援業務

〈地域の現状・課題〉

要支援認定者数は増加しているが、介護予防給付は昨年度からほとんど変わらず平均 110 件程度。そのうち委託依頼しているのは 40 件程度となっている。しかし、毎月の利用者の入れ替わりは多くなっている。

更新の結果、認定区分が介護から支援に変更となった際、居宅支援事業所へ業務委託を依頼するケースもあるが、最近では受託件数が多いとの理由から断られることもある。

「少しでも元気に自宅で過ごしたい」という介護予防への意識や関心を持った方が多く、最近ではリハビリを目的としている利用者が増えている。

要支援 1・2 の認定はあるが介護保険サービスの利用はせず、更新手続きのみ行う方もいる。

介護保険サービス利用に伴い、地域との関係性やつながりが切れることのないよう留意し、インフォーマルサービスの継続・活用ができるよう支援していく必要がある。

暫定利用者や区分変更申請も含め、認定結果が出る前に介護予防支援の提供が必要となるケースについては、認定後の区分限度支給額を上回らないよう、留意しながら対応している。

〈目標〉

要支援の認定者に対して、有する能力に応じ自立した日常生活が送れるよう、自立支援に向けた介護予防サービス計画書を作成し、本人・家族と目標を共有する。介護保険サービスのほか、地域のインフォーマルサービスの情報提供も行いながら、住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう支援する。

〈具体的な取り組み〉

★主担当：看護師

☆副担当：介護支援専門員・主任介護支援専門員・社会福祉士

1) 予防給付に関するケアマネジメント業務

- ・利用者の状況に応じた自立支援を行うため、ケアマネジメントの過程に沿いながら、効果的なサービス提供と継続した支援に努める。
- ・介護サービス事業者の紹介や指定介護予防支援業務の委託先については、公平性・中立性を配慮し選定していく。

〈介護予防支援の流れ〉

- ① 利用申し込みの受付
- ② 契約締結
- ③ アセスメント
- ④ 介護予防サービス計画原案の作成
- ⑤ サービス担当者会議の開催
- ⑥ 介護予防サービス計画書の交付
- ⑦ サービスの提供
- ⑧ モニタリング
- ⑨ 評価
- ⑩ 給付管理
- ⑪ 介護報酬の請求

【令和2年度 重点的取り組み事項】

〈地域の現状・課題〉

- ・個別地域ケア会議の開催はなく、ネットワーク構築を目的とした圏域での地域ケア会議の開催のみとなっている。個別の地域ケア会議については、会議の目的の理解促進に向けて周知を図っていききたい。
- ・認知症初期集中支援推進事業については、相談のあったケースに対し行政と連携しながら対応にあたった。スムーズに医療につながるケースは少なかったが、介入することで認知症だけでなく別の課題が見つかることもあり、各関係機関と連携しながら支援を行っている。
- ・センター主催の認知症家族のつどいは、開催時期に合わせた広報誌発行により通知に努めた。栗駒・鶯沢それぞれの地区に分けて開催する等工夫したが、参加者は固定の2名と少なかった。
- ・圏域内の3か所の事業所と共同し、オレンジカフェを開催した。それぞれのカフェごとに特色があり、参加者も多く和やかな雰囲気での開催となっている。認知症の予防を目的とした参加者が多く、認知症の当事者やその家族の参加は少ない。
- ・地域での出前講座や健康教室、広報誌などを通して、介護予防の必要性や市で取り組んでいる活動の周知に努めた。
- ・圏域の介護支援専門員やサービス事業者を対象に、事例検討会の開催(3/18)を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず中止とした。今後も、多職種協働や医療・介護の連携・ネットワーク構築を目的に、圏域全体の資質向上をめざし取り組んでいきたい。
- ・社会資源マップの作成は、ケアマネジャー連絡会と共同し取り組み始めた。引き続き情報収集に努め関係機関とも協働しながら、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるために活用できるものを作成したい。
- ・栗原市地域支え合い推進協議会(第1層・2層)に委員として参画し、生活支援体制整備に向けて取り組んだ。生活支援コーディネーターとの情報共有の機会を定期的に持ち、地域の実態把握に努めている。昨年民生委員の改選に伴い後任が見つからないことから、不在の地区や区長が代理する地区もあり、負担が大きくなることが懸念されるとともに、対応の遅れにつながる可能性も考えられる。
- ・地域医療連携室との連携に努め、医療から介護へのスムーズな支援調整を図っている。

〈目標〉

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、医療・介護・福祉サービスのほか、社会資源を活用し現在行われている住民の支え合いと福祉・医療が連携し、生活体制づくりを行うことで、地域包括ケアシステムの構築を進めていく

〈具体的な取り組み〉

1) 地域ケア会議の活用の推進

- ・「個別地域ケア会議」については、会議の目的や意義の周知に努めていく
- ・「圏域地域ケア会議」については、関係機関の連携やネットワーク構築のため継続して開催し、高齢者の実態把握と課題解決に向けて取り組む
- ・「介護予防のための地域ケア会議」については、自立支援のためのケアマネジメント力を高める機会とし、知識や技術を習得する

2) 認知症高齢者とその家族への支援

- ・認知症地域支援推進員が中心となり、地域の実情に応じた医療機関や介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する
- ・家族のつどいの定期的開催や、圏域のオレンジカフェとの協働開催
- ・認知症サポーター養成講座の開催やスキルアップ研修の支援
- ・認知症初期集中支援チーム員として、圏域に対象となるケースがある際には、行政担当者と協働し支援する
- ・認知症の状態に応じて、適切なサービスの提供を行うため、認知症ケアパスを活用する

3) 介護予防の推進

- ・地域での出前講座や年4回発行している広報誌などを活用し、高齢者一人ひとりが自分の健康増進や介護予防について関心を持ち、地域住民が主体的に介護予防・健康の維持増進に取り組めるよう支援する
- ・介護予防ケアマネジメントを行う際には、地域の介護予防・生活支援サービスの情報を整理して提供する
- ・地域の特性と高齢者の状態に合わせて「くりはら元気アップ体操」「百歳までごっくん体操」などを活用し、住民主体の介護予防活動の支援や、体制づくりに取り組む

4) 圏域内の社会支援の把握と活用

- ・医療や介護サービスの状況に加え、住民主体の集い場の開催状況や、日用品・食料品の宅配サービスの有無など、利用可能な社会支援の把握に努める
- ・把握した情報は周知するとともに、さまざまな場面で活用することで、高齢者の生活の継続につながるよう支援する

5) 生活支援サービスの体制整備

- ・高齢者の多様なニーズにおける生活支援サービスの体制整備を推進していくため、生活支援等サービスの提供主体間で情報を共有し、連携強化を図る。
- ・第1層第2層の地域支え合い推進会議への参加する
- ・生活支援コーディネーターと2か月に1回情報交換の場を設け、連携を図りながら地域情報の共有と地域づくりに取り組む

6) 在宅医療・介護連携の推進

- ・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた場所で自分らしい生活の人生を最後まで続けることができるよう、栗原市在宅医療・介護連携支援センターと相談・連携しながら、在宅医療と介護を一体的に提供できるように取り組む